毎月一回發行

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIARIE DU JAPON
(FONDEE EN MARS 1888.)
No 113. OCTOBRE 1897.

Rédacteur principal. et gérant. H. Sano
Sténographe. T. Yana
Imprimeur et Editeur. S. Ikéda
(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

第百拾參號

明治參拾年九月廿五日發行

第十月刊行

校内生
校外生 募集

●今回提出サレタル民法修正案ハ早晩實行ヲ見ル疑ナシ依テ本校ハ其他民法專攻ノ學士ニ依囑シ次週ヨリ之カ講義ヲ始ム 梅博士 刑法モ遠カラス大修正アラン然レ𪜈古賀學士ノ刑法原論ヲ聽ク者ハ改正刑法ヲ解スルニ於テ大裨益アルヘシ他ノ諸科皆專攻ノ博士學士之ヲ講授ス此際入學スル者ノ爲メ特ニ編入試驗ヲ執行ス 授業時間ハ毎日午後五日土曜日ハ午後一時半ヨリ始ム

●新講義錄毎月三回發行毎號百十二頁三年ヲ期シテ完結ス若シ概定ノ號數ニテ完結ノ見込ナケレハ號外ヲ發行スヘシ所載科目ハ民法修正案其他大變更ノ憂ナキモノヲ先ニシ大修正ノ豫期アルモノハ修正案ノ發表ヲ待チ速カニ之ヲ揭載ス但シ刑法ノ如キ必要ナレハ初號ヨリ刑法原論講義ヲ揭載ス是レ現行刑法ニ通シ併セテ改正刑法ノ解釋上稗益ヲ得ヘシ 入會金四拾錢 月謝金五拾錢

◎規則書入用ノ者ハ貳錢郵券封入申込マルヘシ
東京市麹町區富士見町六丁目電話(一二七四)
司法省指定 和佛法律學校

發行兼編輯者 佐野尙
印刷者 池田宗平
印刷所 東京並木活版所

明治三十年九月二十日發刊
東京市牛込區若宮町十番地
大日本監獄協會事務所
東京市淺草區黑船町廿八番地
發行所 東京並木活版所

大日本監獄協會雜誌第百拾參號目次

◎論　說
○獄制論一斑（前号の續）……小河滋次郎……一
○監獄衛生統計……山本兼孝……九
○奉教の念は那邊にあるや敢て教誨師諸賢に問ふ……藤吉智敎……一三
◎雜　錄……一五
○囚人護送規則改定の議○典獄分監長の略服○看守採用規則の改正○旅費規則の改正○囚徒及其護送者私設鐵道乘車に就て○差入食品の献立○看守と囚人○看守長に看守○囚人の訓諭○監獄書記と看守長○懲治人の賞表○松江典獄の訃音○典獄の交迭
◎海外監獄の近況……二〇
○西班牙監獄の狀態○日本の監獄
◎譯　評
○各國獄制實話……（其三）……加地鈔太郎……二二
◎質疑應答
◎實疑……（二件）○應答……（八件）……二六
◎各地通信……二八
德島縣監獄署在監死者追吊會の景況○宮城集治監通信
◎寄　書……二九
○囚徒の不法行爲に因りて生じたる損害賠償の責任を論ず○典獄の注意事項○小川氏の監獄衛生談を讀んで感あり○埼玉縣の監獄衛生を觀る○看守に骨相學の必要を感ず○勅令第二百二十三號の解○看守の職務を論ず○將來の新學校○洋々散士君に寄す○埼玉縣監獄署に於ける代書の苦情を聞く○黑突岩崎君の事を記す○敬て當途諸公の猛省を請ふ○實と殿さを論ず○俸給令改正實施を促す
◎感化保護……四四
○埼玉慈善會保護院規則○埼玉慈善會保護院出納規則○三池保護會記事
◎官　報……五六

●會　告

本會々費其他本會へ御送付相成べき金員は庶務委員長へ御拂込之筈に候處往々事務所へ御送金の向も有之時に或は混雜の處も有之候間爾後必ず左の通御取扱被下度此段謹告候也

追て從來會費其他の領收證へは會計主任の印を押し來候處十一月一日よりは庶務委員長の名前を以て「大日本監獄協會庶務委員長」の印影を捺印することに改め候條爾後該印影以外のものは無効に付併て謹告候也

明治廿九年
十一月

大日本監獄協會

一、會費其他本會へ御送付の金員は凡て東京集治監官舍長屋又輔宛にて千住郵便局へ振込の事

一、看守服務要綱の代金は從前之通牛込郵便局へ振込牛込區若宮町十番地佐野尙へ宛御送金之事

一、看守服務要綱の代金領收證は從前之通佐野尙の名義にて差出候事

明治三十年十月

論說

◉獄制論一斑（前号の續）

小河滋二郎述
簗轍速記

歐洲諸國に於きまして、改良進歩したる監獄の研究上より起つて參りました事柄で、目下一般の刑事社會の問題として、盛に研究せられつゝある所のものは、短期刑廢止ということでありまする、短期刑と申しまするのは、禁錮六ヶ月とか、或は三ヶ月、一ヶ月というやうな短い刑期を指すのでありまして、是れは初犯の者には害があつて、再犯以上の者には一向益のないものでありまする、唯多くの手數と費用を要して、而も全体の治獄の秩序を紊し、且つ社會の危害を益々多くするに至るのを免れないのであります、あちらに於きましても、短期刑を適用するということは、甚だ頻繁でありまするが、我邦に於きましては、殊に此適用の範圍というものが非常に廣くおざりまして、一ヶ月とか或は三ヶ月とかいふやうな短期に處せらる、囚徒が、在監人の最多數を占めて居るという實況でありまする、殊に我邦の監獄は至つて不完全でありまするが爲めに、短期刑に處せられて來る所の初犯の罪人、習慣のまだ甚しきに至らぬ所のもの、若くは偶發に出でた所の憐れな者も、監

獄を出ますることには、忽ち罪惡に感染せられまして、習慣的の者は一層罪惡習慣を養成し、偶發的の者は變じて習慣的の者と爲つて、益々社會に危害を加ふるといふやうな有樣でありまする譯で、幼年の犯罪人に對して、短期刑の適用が頻繁であるといふことは、最も慨嘆に堪ゑない次第でありまして、詰り犯罪に養成せしむるが爲めに、刑罰を科して監獄に入れるといふやうな……酷に評して見ますれば、實況であるのでありまする、我邦に於て再犯の非常に增加するといふ、其重もなる源因は、此短期刑の適用が頻繁であるといふことに在るであらうと思はれますに、之を廢する、若くは之を改良するといふ必要は、實に目下焦眉の急に迫つて居るのでありまする、然らば如何なる方法を以て、此短期刑に代はらしむることが出來るかといふことに付きましては、區々の議論がありまするが、先づ第一には、自宅扉禁といふことであります、此方法は伊太利の新刑法に採用しました所であつて、伊太利では此方法を婦人及び未丁年の犯罪者に適用するといふことになつて居ります、併し是れは家に在つて常に職業に從事して居る者には、左までの効力がなく、又外に通つて職業に從事して居る者には有害である、又常に家内生活に慣れて居る、中流以上の社會に對しては效能が薄く、又都會の中に於きましては之を監督するに非常に困難であるといふ所からして、往々批難する者がありまする、併し私の考に依つて見ますれば、若し其執行の方法が宜しきを得ましたならば、短期刑を科するなどよりは、遙に效果があるであらうと考へまする、

第二には相當の保證金を納めさして、將來の善行を保證させるといふことであります、即ち若し一定の期限内に於て、犯罪をするやうなことがありましたならば、其保證金を沒收するので、保證金を沒收せらるゝことを恐るゝが爲めに、行狀を愼む、愼んで居る中には、識らず知らず犯罪の習慣から遠かるといふやうなことに爲るのであります、是れも社會の財産の配分が不平均であるといふが爲めに、適用上不便であるといふ說がありまする、

第三に譴責處分、此處分には保證金の附いて居るのがあり、若くは附けないのがあつて、是れは伊太利の刑法にも採用されて居り、又現に今日の獨逸の刑法でも、幼年者の犯罪に適用することに爲つて居りまする、是れは執行其宜しきを得れば效能のあるもので、若し宜しきを得なければ、唯形式に止まつて、一向效能を見ないのであります、私の從學致して居りました、刑法學者のゾイフェルナド、いふ人は、此處分は非常に效能のあるものであるといふことを唱へて居りまして、裁判官さへ其人を得たならば、將來大に其適用を擴めなければならぬと言つて居りました次第でおざいまする、

第四には、勞働の强制といふことであります、是れは監獄に拘禁しないで、相當の刑期間一定の作業を指示して自宅に於て其作業に勞働せしめ、作業に依つて得る所の幾分を官に納めさせるといふ方法であります、

第五即ち最後に來る所の方法は、目下社會一般に非常に賞揚せられ、歡迎せられて居る所のもので、所謂條件附行刑猶豫法といふものであります、通例條件附裁判法と申して居りまするが、裁判の猶豫ではなくして、刑を執行することの猶豫でありまするから、行刑猶豫法と申した方が適當であるのであります、是れは則ち罪質の輕いものであつて、又初犯の者に對しまして、其宣告した自由刑を監獄で執行することを猶豫いたしまして、條件附即ち相當の期間、再び他の犯罪をしない場合に於ては、其刑を免除する、若し再犯した場合には、再犯に適する刑と、初犯の場合に宣告した刑と合せて、即ち長くして之を執行するといふことであります、是れは始めて亞米利加に行はれ、續いて英國に採用され、佛蘭西、白耳義にも今日實行せらるゝに至つたので

ありまして、各國其施行の方法は多少違つて居りまする、先頃の萬國監獄會議に於きましても、此條件附行刑猶豫法は、滿場の一致で可決せられました所であつて、追々各國に廣く執行せらるゝに至るの傾きがありまする、獨逸でも昨年から此方法をば未丁年者の初犯の罪人に適用することになりました、我刑法改正草案に於ても、之を採用せらるゝことになつて居るさうでおざりまするが、兎に角追々短期刑が廢せられまして、斯樣な方法が實施せらるゝことになりましたならば、將來に於て、再犯の增加といふものを、防ぐことが出來るでありませう、

短期刑は恰も病人を病院に入るゝに方りまして、病氣の輕重如何に拘はらず、一週間若くは二週間の短い間に全快をさして、退院させるといふが如きものであつて、唯り效のないのみならず、却て病氣を重らせるといふやうなものである、又譬へて申しましたならば、或病氣に發汗劑を服用せしめて、汗が出やうとした場合に、裸体にして冷やすやうなものであつて、發汗劑といふ、即ち刑罰を科した所の事柄が、却て其健康を害ふやうな結果を見るに至るのを免れないのであつて、是非共此の如き有害のものは、廢止するに至らなければならぬのであります、

監獄は罪人を改良する場所である、又改良する場所でなければならぬのでありますが、罪人を改良するといふことは、實際に於ては非常に困難なものであつて、由し改良し得らるゝに致しました所で、之が爲めには長い歲月を費やさなければならぬのであります、罪人を改良するの手段は、先づ成るべく監獄に入れないやうにしなければならぬのであつて、刑罰は最終の手段でなければならぬのであります、恰も外科術を施すが如きものであつて、他に治療の方法があるならば、成るべく刀を貴重の身体に加へるといふやうなことの、ないやうにしなければならぬのと同じであります、殊に我邦の如き、不完全なる今日の監獄に於きましては、罪人を改良せんが爲めに、監獄に入れるの結果は、會々犯罪を養成して、一層危險なる種類の犯罪人として、監獄を出すに至るを免れないのであります、歐洲諸國の如き、監獄制度の割合に改良、進歩して居る所であつても、今日の方針は、成るべく前申しましたるが如く、罪人を監獄に拘禁しないやうにといふ方針を執つて居りまする、罪の輕重を問はず、苟も犯罪があれば、物乾竿に懸けてある「をしめ」一つを取つても、又垣に生つて居る樹木の實を「ちぎ」つても、直ちに之を捕へて來て、監獄に打込むといふやうなことはせず、刑事被告人の中に於ても、實際其犯罪の證據を湮滅するの虞れがあるとか、或は逃亡して其迹を晦すといふ虞りのない限りは、餘程の重罪の者でありても、相當の保證金を納めさせて、保釋なり、責付を許すといふことに爲つて居る、微罪の者なぞは、總て自宅に於て裁判所に召喚して取調べる、犯罪の決まつて、刑の言渡の上で、始めて監獄に入れるといふことになつて居りまする、是れは唯り罪人自身の爲めのみならず、監獄の經濟の上から見ましても、非常に利益があるのであります、又あちらでは罰金を適用する範圍が廣い、我邦でも之を適用して居りまするが、併し御承知の通り、一圓罰金を以て之を一日の禁錮に代ふるといふことに爲つて居りまする、下等社會の人民が、果して一日勞働して、一圓の金を得ることが出來るでありませうか、一圓を以て一日に代へるといふことでありまするから、皆擧つて罰金を納めずして、換刑處分といふことに爲る、故に罰金は名のみにして、總て禁錮に換刑せらるゝのであります、即ち監獄に拘禁せらるゝことに爲るのである、是等の事は、餘程能く民度を考へて、實際罰金を施す以上は、之を納めることの出來るやうにして置かなければならぬのであつて、即ち勞働者の賃錢を標準として、例へば平均五十錢を取るものでありますれば、一日の價値を五十錢と定め、

五十錢を以て一日の禁錮に代ふるといふやうにしなければならず、又之を徴收するの方法に付きましても、一時に多額の罰金を納めさせるといふことは、實際に於て困難でありまするから、或は月賦にするなり、其他相當の納め得らるゝやうなる方法を行はなければなるまいと考へまする、さうしましたならば、從つて監獄に入れる人の數をも減ずることが出來るであらうと信じまする、

短期刑廢止の議論に讀いて、不良少年の感化問題が、亦今日歐洲に於て、盛に研究せられつゝあるのでありまする、此事は少しく後段に御話を致しまするが、尙ほ讀いて死刑廢止の論も、幾分か餘炎が燒つて居りまして、唯り一般に其必要を是認して居るのみならず、實際之を實行するに至つて、例へば和蘭、羅馬尼亞、伊太利、葡萄牙、瑞西及び亞米利加のミチガン其他四州の刑法は、全く死刑を廢止するに至つて居りまする、其他死刑の存して居る所でも、宣告しても實際執行するといふことは稀有であつて、十年間に幾人といふ程、例へば澳太利では、最近十年間に十六人の死刑を執行し、佛蘭西では九十三人を死刑に處したといふ位なことに止まつて居りまする、之に比して見ますれば、文明諸國中我邦の如きは、最も多數の死刑を執行しつゝある國であるといはなければなりませぬ、

我監獄制度の改正に付きまして、種々の點に於て調査の必要がありまするけれども、今日此處で一々之を御話することは、到底時間の許さぬことでもあり、且つ既に長時間の御清聽を煩はしたことでありまするから、それ等のことは總て省きまして、先づ最も急に今日に於て、當局者の注意を要する點と認むる箇條を、一、二御參考に供したいと考へまする、

第一には監獄衛生のことでおさりまする、衛生のことは最も世人の感動を惹起す所のものであつて、殊に改正條約實施等の場合に於きましては、外人なぞが我監獄制度に注意をするに當つて、第一に研究を爲し、感じを惹起す所のものは、此監獄衛生のことであらうと考へまする、監獄に於て、比較的疾病、死亡の多いといふことは、何處も同じことではありまするが、殊に我邦の監獄は、最も甚しいやうである、即ち言葉を換へて申しまするれば、監獄衛生の事に付いては、極めて不充分であるといはなければならぬので、此實況が暴露せらるゝに至りましたならば、如何に世人の感情を強く惹起すでおさりませうか、殊に外國人が、之に對して如何なる感じを起すであらうかは、多言を須たずして明かなる所であります、曾て獨逸の有名なる統計家、即ちエンゲルといふ人が、監獄に於ける死亡の比較的多數であるといふことを認めまして、監獄の刑罰の非常に慘酷であるといふことを評して、異名の死刑であるといふことを申しました、又佛蘭西の學者なぞは、監獄の刑罰を指して、乾きたるギロッチンデあると酷評を下して、監獄は則ち刃に齊らずして、死刑を執行する所であると申して居りまするが、是等の酷評を下すに至つた、當時の監獄の死亡の實況を見まするのに、即ち今日から三十四五年前の千八百五十八年乃至六十三年の、六ヶ年の統計表に據つて見ますると、獨逸に於ける監獄の死亡數は、千人に付いて三十一人六分の割合でありまする、今日では次第に減少して參りまして、獨逸で最近の統計表なぞに據つて見ますると、死亡の數は二分乃至二分五厘位に下つて居るのでありまする、然にる我邦の近年の統計表を調べて見ますると、明治二十年に於ては、全國の在監囚人を平均して、千人に付いて八十六人、即ち八分六厘といふものが死亡して居る、又最近の調査に據りまするのに、千人付いて四十九人六分、殆と五分でありまする、若し各監獄に就いて調べて見ましたならば、或監獄の如きは、千人に付いて百二十人、即ち一割二分の多數の死亡者を出して居るといふ始末である、彼の千人に付いて三十一人の死亡者を見て、監獄は異名の

死刑執行所であるといふ評を下した、外國人の眼に、我邦の千人に付いて五十人乃至六七十人といふ多數を見せましたならば、何と評するでおざりませうか、殆ど評するの辭なきに苦るしひであらうと思はれまする、監獄の衛生を進めるといふことに付いて、色々の點に注意を加へなければならぬといふことは明かでありまするが殊に衛生上最も關係の深いものは食物でありまする、歐洲各國の食物は、成るべく一般の保險食料に相當する、若くは近寄らせる方針で、營養物を給することになつて居りまする、我邦に於きましても、一般に相應する一定の保險食料といふものがありまするが、試に此保險食料を取つて、實際監獄に於て給與して居る食物と比較して見まするとと、其間に非常の懸隔があるのでありまする、即ち日本人の保險食料としては、蛋白質が九十六グラムなければならぬといふことに爲つて居りまするが……是れは衛生技師の田原といふ人の調べでありまする、監獄の食物を分析して見まするとと、僅に五十一グラムしかない、又脂肪質は二十グラムといふ保險食料でありまするが、監獄のは九グラムしかない、而して是れも比較的善良な食物を給與して居るといふ警視廳の監獄本署に付いての調査であつて、各地方の實際を平均して見ましたならば、尚ほ非常に低くい營養分であらうと信じまする、此の如き有樣でありまするから、到底囚人をして、充分に營養を取らしひるといふことは、困難な譯で、營養不良といふ結果は、種々の病氣に感ずることが容易であつて、竟には死亡統計の上に於て、驚くべき多數を見るに至るといふことを免れないのでありまする、尤も監獄に於て、成るべく相當營養に適する食物を給與したいといふことは、當局者の皆苦心して居る所でありまするが、如何せん、監獄に於ての菜代は、一錢を超過することの出來ないといふ制限に爲つて居りまする、一日一錢の菜代……此物價騰貴の世の中に於て、僅に一錢以内に於て、適當の食物を給するといふことの困難であるといふことは、誰も疑はない話であつて、是等の點に付いては、先つ根本なる監獄則から、改正を致して行かなければならぬのであります、其他拘束規律といふ事柄も、監獄衛生の上に付いて、最も關係のあることでありまするから、大に注意を加へなければならぬ、第一には亦、監獄醫の人物を精選する、相當の俸給を支出して、相當の人物を採用し、且つ其の職務を親切に勵行せしひるといふことに力めなければならぬのであつて、多數の監獄醫の中には、唯治療を行ひ、疾病あるの場合に、相當の藥劑を投することさへすれば、それで職務を全うしたといふやうな考へを持つて居つて、大体の監獄の衛生といふやうなことに付いては、極めて冷淡であるといふやうな者も見へるのでありまするが、是等の事は、當局者に於て、最も注意を加へなければならぬことであらうと考へまする、

（未完）

◎監獄衛生統計

三池集治監々獄醫　山本兼孝稿

曩に大日本私立衛生會總會の席上に於て監獄界の泰斗小河滋次郎君が監獄衛生に關する演說の筆記を一讀するに司獄當任者の腦裏を剝戟し且つ參考に資すべきの要旨充滿し一語は一語より奇警ならざるはなし就中囚徒の患者及死亡の統計に就ては各國の實歷に對照せられ比較上遙に我邦の布巻仙篤數の多位なるとを說破せられたりされ我邦衛生法の普及せざるに據るべしとは言へ今日東洋に於て醫學の進步を鼓吹する我國にして斯る結果を見るは四千万の同胞と共に切齒扼腕慨歎に堪へざるなり況んや眼前監獄改良を要するに於てをや苟も職を監

歟に率するもの歐洲の獄制を凌駕し得べき方法を究め將來我邦の獄制をして天下無比の芳名を轟かさんことを期せずして可ならん乎予や監獄に職を奉する歲月未た久しからず臨て經驗に乏しき上劇務に襲はれ綿密の統計を調製する期を得ずと雖とも我監獄創立以來の累年統計の概斑を掲け左に對照比較を擧け以て世の識者に介せんとす幸ひに微意のある處を諒せよ

小河滋次郎君演說中各國死亡統計表に對する三池集治監在監囚死亡比例比較表（比例は千分比例なり）

各國監別 / 三池集治監	千八百五十八年乃至千八百六十三年歐羅巴監獄死亡	獨逸國最近兩三年間	社會最も危險我邦監獄全國勞働從事者平均	全上 明治廿六年	明治廿九年東京監獄署
明治廿四年乃至廿九年ノ六ヶ年間	四〇、二	全上	一〇、三	八六、〇	九八、九
明治廿年及廿六年廿九年各三年	八、六	一五、七	二九、九	四八、九	五九、七
比較ノ差	減 八、六	減 一五、七	減 二九、九	減 二二、〇	減 三七、一	減 三九、二

明治十六年創立以來累年の在監囚延員數は左の如し

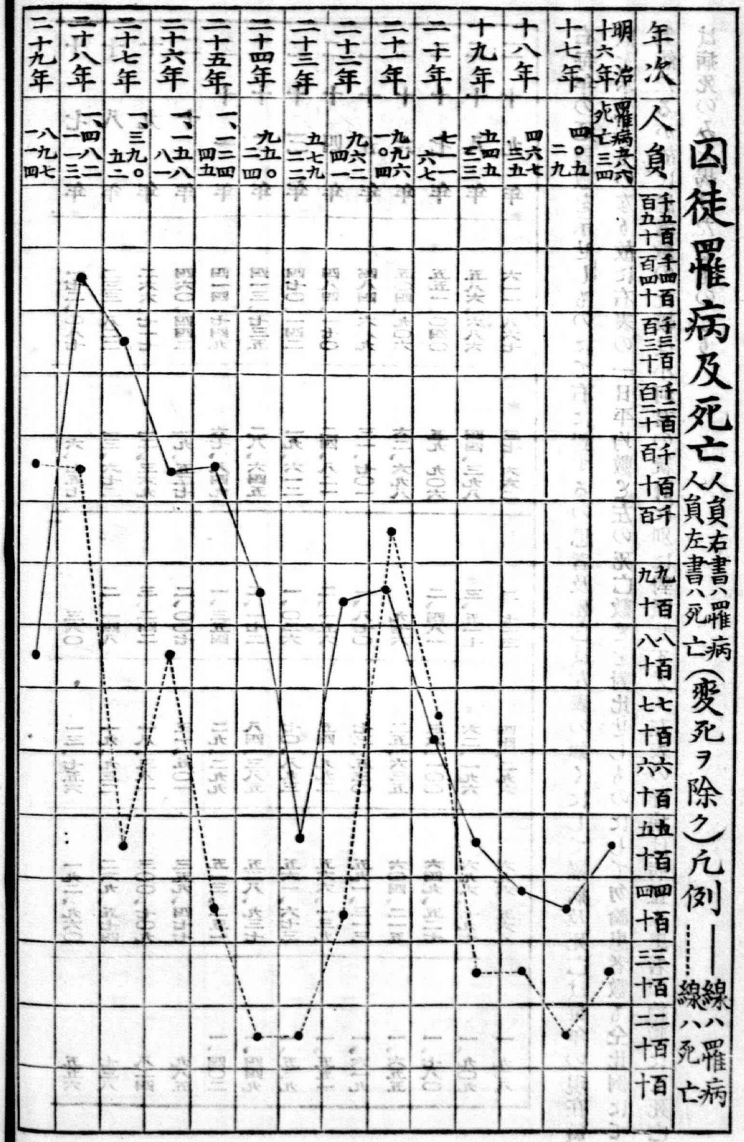
囚徒延人員

年別 / 區分	就役	疾病	懲罰	免役其他	合計	一日平均
明治十六年	七〇、四三二	四、〇七一	二九〇	八、〇七五	八二、八六八	三四〇
十七年	一七二、〇八七	六、七五七	三五〇	一三、七五六	一九二、九〇〇	五五六
十八年	二三三、八三三	三、六七二	二、一四八	一九、九三二	二六九、五七四	七三八
十九年	二六六、七一七	三、三六九	三、二四一	一八、三八一	三〇〇、七〇九	八二四
二十年	四六〇、四二一	一九、五二七	二、〇〇七	三一、五〇一	三五九、四七七	九八五
二十一年	四二四、七四九	六七、八四九	一、三五四	二九、二九九	五一三、二五一	一、四〇二
二十二年	四三三、七三五	二八、六四五	二、一七二	八四、三八五	五二八、九三七	一、四四九
二十三年	四七〇、一四二	一九、六一二	一、〇二六	七〇、八九三	五六一、六七二	一、五二九
二十四年	四八四、一七〇	二四、八二	二、一五六	五四、九九二	五六六、一三九	一、五五一
二十五年	四八四、六八九	三一、七〇一	一、八七〇	七三、五三〇	五九一、三一三	一、六一九
二十六年	五〇四、九〇六	六二、六九八	九七六	三五、六三五	六〇四、一二五	一、六五五
二十七年	五五一、〇四〇	五九、九〇六	二、四八一	三六、一〇〇	六四九、五二七	一、七八〇
二十八年	五八六、六八六	四四、三九八	三、五二七	六二、一九六	六九六、七九七	一、九〇九
二十九年	六二一、八六七	三七、六六二	二、七三	四四、二九六	六九六、五六八	一、九〇八

右毎年の延員數を示せしものにて右に對するの患者及死亡は左表の如くにして罹病及死亡は毎年の現在員數を示せしものなり故に右表の一日平均數と左の死亡數とを對比せしものにして勿論患者數も仝比例にて判然たるが故に患者數の比較は小河君の統計に別に對照せす尤も左表の罹病は病監入患者の總數にて死亡は病死のみを掲げたるものなり

囚徒罹病及死亡

人員右書ハ罹病
人員左書ハ死亡（變死ヲ除ク）凡例——線ハ罹病
線ハ死亡



◉奉教の念ある哉否や敢て教誨師諸賢に問ふ

在仙臺　藤吉習教

余は職を教務に奉ずること玆に十有余年聊か斯道の蘊奥を究めし所なきにあらざるも居常自ら怪疑に勝へざる所のものは彼れ囚人を収禁するに當りて是れに奉教の念ありや否やを査定するの一難事にあり私かに想ふ予の此般の疑念ある所以のものは必竟宗教以外に生息して斯業に従事するか故なるへしと窃かに多數宗教家か干與せらるゝ身分帳を閲するに概して宗教の念なき旨を記載し其之れあるを記するもの誠に寥々晨星の如きを見る是れ果して其標準を定むるの難くして其視察の容易ならさる所以なるか蓋し這般問題や形而上の事に屬し其標準を定むる酷た難事に屬すると雖も事に之れに従ふもの豈概般の標準を定むる所なくして可ならん故を以て予は常に左の標準により其視察をなす曰く

(1) 奉教の念あるもの

生家傳來の宗名若しくは自己の歸依せし宗旨を知り常に神佛に對し至當の禮拜をなすもの

(2) 奉教の念なきもの

生家傳來の宗旨を知らす若しくは自ら歸向せし宗旨なり更に神佛に對し敬禮をなすの意なきもの

是れ予か奉教思念の有無を視察する定規とする所なりと雖深く本問題を研究するに當りては茫として自ら其意のある所を分悉するに苦む唯り予藏に止まらす局外者より之れを觀れば更に是れより甚しきものあらん即ち教誨師は何を以て個囚を奉教の念なしとするか果た何に依て個囚を奉教の念ありと云ふや恐くは身分帳を閲する

每に這般の理由を捕捉するに苦むなるべし奉教の念あり若しくはなしてう形容詞よし教誨師唯り之を會得するも局外者其所因を知る能はずとせば該記載事項も亦身分帳裏の一贅物なりと云はさるるを得す如何となれば當局者は之れあるか爲に迷疑し計表家は却つて虚僞の統計を作成するに至るの恐れありればなり若し夫れ至當の日月を經恰好の時機に於て是れか觀察をなすものならしめは或は正鵠を失はさるの査定を得る難きにあらさるも収監早々這般の記載をなさゝるべからさる現時の規定に於ては教誨師は神的眼光により四人の肺腑に入り奉教の念あるを認めたりとなすも決して正確のものとなすを得さるなり況んや身後百載の名よりも寧ろ生前一杯の酒を擇ふ彼れ好惡の徒荒唐切實ならさる身後の制裁即ち血の池や劍の山や其他の錬苦あるを信するの心あるものなりとは何人か之を信するものぞ又況んや眞正宗教の眞理を覺り之に歸依し若しくは歸依せんとする信心を有するものに至りては収監時に於ける四徒中決して一も之れあるを認むる能はさるは事實上能く之れを証明し偶々信仰心あるらしきもの存するも彼等は亦凡て蔓然たる賽錢の響きと共に罪障忽ちし消滅するものなりと妄信する嚢に止まる豈に又眞正奉教の思念ありと稱するを得ん要するに歐州の如く國教の存する邦國に於ては這般問題も決して難解問題にあらさるべしと雖國教の稱すへきものゝ存せさる我邦の如きに於ては實に如何なる宗教を奉するものを以て奉教の觀念ありとなすべきや其範圍も又頗る漠々焉たらさるを得さるなり所詮此般の調査は到底正確なるものを得べきにあらす其信心の厚薄の如き又素より知るへからずと雖其所信と品行の正否を比較研究するの用に供し難く唯幾何の人員か如何なる宗教に歸向するやを知り得へきに止る如きものなれば其宗教とする所のもの公衆の認めて眞正の宗教となすものなるや否やを問はす苟くも四人の口供により宗教思想の存するものは奉教の念あるものとなさゝるを得さるか如し以上は予か從來本問題に干する愚見なりと雖生や良査定方針を定めんことを希望する所敎誨師諸君若し其抱負あらば幸に垂教の勞を惜むなからんことを

雜　錄

◉囚人護送規則改定の議

（近日發布の筈なりと謂ふ）

現行の囚人護送の規則の不完全なることは毎々本誌に記載する所にして既に其筋に於ても改正の内議あるやの趣なることは曾て本年初頃より聞傳へしが今回は愈々改正案も脫稿し内閣へ交付中とのことなれば近日發布を見るべしと謂ふ

◉典獄分監長看守長の略服

（多數當局者の意見）

典獄會議の際、多數の當局者は略服制定の必要を唱道せられ内務當局者に於ても亦之が必要を認め、近日勅令發布せらるべしと謂ふ、其裝式は衣の体樣總へて正裝常裝と同じく袖章は典獄分監長は黑中打大線二條小線一條輪形を付す監守長は仝平打大線一條小線二條輪形を付し袴は何れも正裝と異るなし帽は形ち正裝と仝じく金線の代りに銀線を用ゆることゝならひ、正裝の服、製調せんと欲するの諸士は今暫く見合せられ、先づ略服より作る方可ならひ、老婆心ながら一言す

◉看守採用規則の改正

（四十五歳以下）

曾て本誌に揭載したる如く愈々今回看守採用規則を改正せられたり、唯從來の年齡制限は四十歳以下なりしも四十五歳以下と改めたるに過きす、亦以て廣く志願

者を裏るの意に出たるに外ならず、尚訓該令中（本誌官報欄内を參看すべし）曾て「判任官以上及陸海軍看守の職を奉じたる者」とありしも「及陸海軍看守」の六字は省除することに正誤（本月十八日官報）ありたり此の點は特に注意せられんことを要す

◉旅費規則の改正

（監獄醫教誨師の旅費）

内國旅費規則及び警察官吏其他旅費規則等改定せられ舊規則に比すれば概して手當の豐かなるが如し、嵐車嵐船賃等に於て減せられたるも、之は寧ろ舊規則は格外に多額なりしを以て、旅行者に取つて常に餘剩を生ずる程なりしが、故に左まで苦しからず、却て車馬賃日當額は割合に少額なりしを以て、滯在日數多き者は損失を招くの狀態なり、然るに今回改正の擧は是等の弊を矯ひることを得たるは實に其當を得たるものと謂はざる可からず、其詳細を知らひと欲せば本誌官報欄内を閲覧するを要す

各府縣に於て往々疑惑の生ずる點は監獄醫教誨師の旅費の點に在り、監獄醫は判任待遇なるを以て警察官吏其他旅費規則第四條に依り相當官の旅費即ち判任旅費を給することを得、教誨師に至ては普通雇員と同じき旅費を給する趣なりと謂ふ因みに記す普通雇員とは地方稅雇員を謂へるものにして是等は府縣限り任意に其旅費額の規定を爲し得るものにして旅費規則に雇員とあるは國庫費の雇員を指したるものなりと謂ふ

◉囚徒及其護送者私設鐵道乘車に就て

（半額の嵐車賃廢止）

囚徒及其の護送官吏は半額の汽車賃にて乘車することを得しも、今般旅費規則の改正に伴ひ其の規定を廢止せられたりと謂ふ、是は全く官吏たる多少の威嚴を保つ上に於て半額の汽車賃は如何はしければとの旨趣に出でたるものにして少額を客かにして品位を落さしひるは如何にも殘り惜しい、殊に旅費規則の改正は中等の汽車賃を拂ふに足ればなり其實廢止こそ至當の事と謂ふべきなり

◉差入食品の獻立

（檢査上の注意）

刑事被告人へ差入るへき食物は其の差入屋より爲すものは前日に於て翌日の員數等を申出しめ是に依て飯量炊烹に斟酌するは各監皆實行する處なるへしと雖も其の菜の種類如何は前日に於て豫め認可を爲すの例あるを聞かす彼の恐るへき傳染病流行の際の如きに在ては差入食菜の種類を前以て申出しめ監獄醫之を取捨して認可するは特に其必要あるへし然らされは現品檢査の際俄に却下し差入屋に迷惑を掛るは素より徒らに官署の手數を要し接て被告人に不利不便を感せしひ當局者宜しく注意する處なかるへからす

◉看守と囚人

（看守に愛憐の心なきを怨む）

刑の執行は紀律嚴峻苟くも私庇偏頗なきは勿論なりと雖も其間又看守たるものには一片愛憐の涙なきを得す然るに余嘗見聞する處の有樣は看守と囚人の間殆んと讐敵の如く看守は當に彼等を嚴責叱咤するを以て唯一の手段とし彼等は又看守の前に在る戰々競々當其叱責を逃れんことのみに勉め毫髮の間隙あらは以て之に乘せんとするの狀にして如此に在て何ぞ彼等を感化することを得ん是れ必竟看守に愛憐慈善の涙乏しきに由る看守諸君及之を統御する看守長典獄諸君須らく意を爰に注き過囚の秘訣たる嚴峻なる紀律の中に於て愛慈の熱涙を灑き秋風の嚴を以て彼を誡め春風の和を以て彼を慰諭し嚴父の戒と慈母の愛とを和味し之を矯善感化するに務めすんはあらす

◎看守長に看守

（必然）

看守と看守長の間紀律秩序の外に於て素より和氣洋々の春なかるへからす治獄のこと異躰同心千人の面貌自ら異なりと雖も千人の心は必す相同しきを要す一定の服裝を爲し一定の規律に服し頭髮の一定禮式の一定等は則ち各自の心の一定を表するものと思わさるへからす看守相互の間は勿論其上官に對するや寸毫の隔意なく看守一人の失態は監獄全般の失態たることを忘るへからす彼の往々自己の失態を避けん爲め監獄全般の失

態たること を知らずして甚しき不都合を爲すものあり因に或る當路者より聞きし其の一二を掲げ以て看守諸君の鑑とす

看守の上官の前に出る特更姿勢を正し俄に釦の外れたるを掛けコースを他人に借りる如き醜態あり上官之を聞知し誡めて曰く余の面前に於て姿勢の亂るゝ尚ほ怨すへし後來囚人に對するときに於て斯くすへきものにあらすと

監房看守囚人の雜話を制して曰く只今典獄巡回中特に靜肅にすへし

一二の看守鳩首密話し囚人前に在るを知らさる如し看守長の靴音を聞く直に散し各受持場に歸る

其他之に類するもの多し看守にして表裏の行ある斯の如く囚人の表裏反覆の行を正す亦難がな監獄の根事之より甚しきものあらす畢竟看守其の職責を知らさるものなりと雖も亦看守長の教養足らさると上官と看守との關係未た十分ならさるに起因するものと云ふへし

◉囚人の訓諭

（訓諭席に就て）

囚人を訓諭し又は個人教誨を爲し又は身上の調査を爲す等の場合往々訊問所に於て之を行ひ恰も處罰の言渡裁判の宣告と相同しき体裁を爲すものあり如此は教誨訓諭の徹底を期すること能はさるのみならす身上の關係をも十分隔意なく吐露せしむること難し特に獨居房の少き今日に在りては監房房監的或は個人的訓諭談話を要するか故是等の場合に在りても相當の面接所を設けさるへからす故に普通訊問所は一の儀式を要する場合にのみ之を用ひ前顯の場合には事務室の一隅か若しくは便宜の場所に囚人面接所を設け囚人も官吏も共に椅子に依らしめ戒護官吏は他に避けしめ談話的口調を以て互に應答せしめさるへからす特に官吏席を一段高き場所に設くる如きは孰れの場合と雖も嚴禁せずんはあらす

◉監獄書記と看守長

（敬禮の有無）

監獄書記及び看守長は、共に上等司獄官吏なるを以て看守たるものは宜しく之に對し、敬禮を施す可きものなり、然るに事實は之に反し、第二課長若くは其他の看守長たるもの工場を巡回する時は、恭く敬禮を爲し第三課長其他作業の書記工場を巡回するも彼等看守は平然として敬禮を施さず、看守は監獄書記を目して恰も傭員と同一視せり、故に看守部長は却て監獄書記よりも勢力あるの有樣なり、是等は典獄に於ても充分注意せられたきものと某監獄巡視者は語り出でぬ

◉懲治人の賞表

（賞譽の方法）

懲治人の賞表は曲尺幅三分長五寸の白色の布を用ゐ賞譽せし毎に之を與へ上衣の左袖上膊表面に之を縫着せしめ其優遇は監獄則施行細則第九十六條囚人の例に準し相當の優遇を爲すべき旨先般監獄局長より府縣一般へ通牒せられたりと聞ふ、今日に在りては最も至當の事と謂ふべきなり、我輩は一歩進んで懲治人は總へて監獄以外に拘禁するの道を開かれんことを望む、是れ蓋し懲治人犯罪（犯罪と謂ふべからざるも犯罪と同一樣なる所爲）の性質不良少年の矯正等に於て然かなすべきを要すればなり

◉松江典獄の訃音

（其の横死を悲む）

多年監獄事業に從事し令聞ある松江和歌山縣典獄は圖らざることにて横死せられたり、本會は之に就き不取敢特に電報を發して弔慰の情を寄せたり聞く所に依れば各府縣に於ても便宜醵金杯を爲し弔慰の情を表したる者ありと謂ふ、遲ればせなから今其の死亡當時の狀況を聞くに左の如し

●典獄父子相抱て溺死す　和歌山縣典獄松江重久氏は去十六日夕刻より部下の看守兩三名と共に子息外雄（九ツ）を携て同所なる紀の川に小船を浮べ流れを溯りて網を打ち居たりしが夜已に十時と思しき頃海草郡直川村の渡船場附近にて舟を古杭に乘上げたるより忽ち轉覆して舷に寄り無心に睡り居たる子息の第一に水中に溺沒したるにぞ松江氏は驚いて之を救はん爲め飛込みたる一刹那自餘の人々も皆な水中に陷りたり看守等は辛うじて岸に泳ぎ着きたるも典獄父子のみは水上に浮びたる姿を見たるものなく愈々溺死と極りたれば翌朝は小林同縣警部長自ら和歌山市海草郡の巡査數十名を指揮して死體を捜索したれども午後六時までは父子の内一人をも發見せざりしよし氏は舊金澤藩士にて嚴手縣より昨年轉任したる人なるが父子恨みを水底に遺すこと悲慘の極みとこそ云ふべけれ

◉典獄の交迭

（層一層の治績を擧げられむことを望む）

前記松江典獄死亡の爲め全縣警部豊野胤珍氏榮進せられ、警視廳典獄としては矢部兵庫縣典獄、兵庫縣へは西村岡山縣典獄、全縣へは全縣郡長金丸實氏、八木ぬ山梨縣典獄の辭職後は森田廣島縣監獄書記榮進せられ又矢部西村の兩典獄、由來治績嘖々の名あり、而も今日に進んで榮進の結果を見る、何人も其の偶然に非るを知るに足らむ、八木典獄は學識經驗兩ら兼ね將來斯道社會に在て頗る有望の士なりと聞きしが今回辭職の擧あり蓋し一身上の關係免る可らざる處ならむも我輩之を惜まざるを得ず、森田氏豊野胤珍氏金丸實氏の榮進實するに堪へたりと雖も其治績の如何は請ふ之を將來に期せむ

海外監獄近況

◎西班牙監獄の狀体

近年歐米諸邦に於て開かれたる万國監獄會議は最も喜ふへき西班牙監獄進歩の報告を齎らし來り其の罪囚處遇の法に於て著しき進歩あるのみならず一般人民も亦此方面に心を傾くるに至れり故に最新發達の監獄はマドリット府及ひ其他の都會に建設せられ成年囚豫防の効果に對し著しき勢力を加へたり

斯の如く夫れ進歩せるにも拘はらず近時歐米諸通信の記する所を見るに國事犯及ひ全嫌疑者に對しては極めて慘虐なる處遇法を採れるもの、如く而も亦實說なるか如し是等犯罪者の同輩は各地に於て時の政府に向ひ殘酷野蠻の所遇を訴へざるはなし其の語る所に依れば赫灼として青火點々たる燒金を以て皮膚を燒き又は釘抜を以つて爪を抜去り其の他身体の欠缺を生せしめ金屬を以て頭骨を壓抑する方法の如き何れも一見慘憺たる惡夢の演劇に外ならずと謂ふ是等の說話は種々なる原因より立論せられ誠に信用するに足るべき實際の事例なるか如し

若し倘是等反對論者の語る所を信ならずとするも少なくとも西班牙政府及ひ人民は非常なる激昂念怒を受けたるものと謂ふべし是等の反對者は爆烈彈を群集中に投じ暴を以て暴に報ゆるの所業を爲せり斯の如きは實に不良なるのみならず最とも卑しむべき手段と謂はざる可からず卑法にも無辜の婦人兒子に非運の死を與へ位等の得る所ぁるぞ、動物の將に困厄に遭はむとするや惡臭を放ち以て免る、彼等の騷擾は恰も之に類し眞に人類の惡臭と謂ふべきなり、罪囚處遇論は兎も角此の如き手段を以て社會衆人の同情歡心を失ひ而して自己の目的を達せんとするは誠に小兒らしき拙愚の方策ならずや曾て佛國警視總監フォーチは奈翁一世のデンオン侯爵を殺すに當て說明して曰く其行爲たる犯罪よりも尙不良なり世を誤り人を誤らんとするの罪豈重からずや

彼等の告白したる事實の點より之を觀るも爆烈彈は世界中の大馬鹿者たることを證して餘あり

他の一面を顧るに西班牙其他の地方に在ては是等を遇するの方法、嫌忌を以てせずして同情を加ふべきこと至當なるに政府の處置茲に出でざりしは政府も亦抑々愚たるを免れざるべし如何に有罪とは云へ是等の犯者は憐憫と利益とを與ふべき責具を用ゆるこそ刑罰の目的を達するものとこそ謂ふべけれ

敢に予は是等の輩に向て宗教仁道杯と高尙のことを望ます唯一般政治上の點よりして西班牙人民及ひ政府の行刑責具の方法等今日尙野蠻不開化の域に在るを慨嘆して止まず西班牙人は或高尙尊敬すべき性質を有す帝王は有名なる基督信者なりと雖も基督の最大義務たる慈惠は不幸にして認められざりき、東西両洋皆名譽ある高尙の氣風を存する内獨り西班牙のみ今尙糺問の方法殘虐を極むるに至つては我輩之を惜まざるを得ず

前世紀に在ては責具糺問の方法に關しヴオルテヤ、ベツカリヤの輩、大に之に向て非難を試み一の犯罪として目するに至り爲めに各文明國も亦此說を採用し改善を施すに至れり然るに今此十九世紀の終りに於て舊態を存する國あるに於ては苟くも西班牙國に忠實なる國民たらむ者は犯罪を妨遏する上に於て最も此事に盡瘁する所なかるべからず是れ豈獨り西班牙國のみならむや蓋し上天に對するの義務と謂はざる可からず（ハワード協會書記タラック氏）

◉日本の監獄

古諺に曰く鄕に入つては鄕に從へと此言は移して以て各國の監獄を評するに足る、あはれ滅多には日本の法律に違らへぬものよ、若し違ふならば日本人同樣の處

遇を受くることを覺悟せざる可からず、未決囚は各分房に拘禁し壁に面して直立せしめ些しの談話を試みる者あれば直に嚴重なる處罰あり、夜に至ては其苦み一層甚しく看守は沈默なるや否やに就て監督を爲せり、未決囚は藁布團に寢ぬることを得と雖も朝四時に至れば起され若し已決囚なれば直に勞働に服せざる可からず時として休息することあれば忽ち叱斥を受く、冬期に至れば寒氣凛冽當る可からず下着足袋杯は給與せられず唯木履を穿つに過ぎず、夏期は少量の水を以て凌がざる可からず、固より我邦囚人虐遇法は極めて不良なり然れども何人と雖も苟くも日本國監獄の情況を知悉したらむには我邦監獄も亦多少の快心を買ふに足るものあり、蓋し自己よりも尙不良なる監獄あるを知るに餘りあらむ（七月十五日發行倫敦シビル、サーヴイス、レビユー）

評、我國監獄の情況を摸寫する上に於て甚たしき誤謬の事實なきは近來珍し、唯四人をして直立せしむるの一點恐くは法庭に引致するの以前調所の前に紀律正しく直立せしめたるの事實を把りて全班を推知したるか若くは何等かの誤傳に出でたるものなるべし、此位の瑕瑾ならば先づ結構と謂はざる可からず、末尾の言覺へず予輩をして噴飯せしむ、英國も此頃は支那かぶれなるか、其口調殆ど支那的なり、自尊の念思ひやられて淺ましく、若し此の如き事實を以て英國人の心と爲さば我輩は我監獄の益々非英國流ならむことを望まざるを得ず所變れば品變るとの言移して以て英國其他の監獄を評するに足らむ

飜譯

●各國獄制實話

加地鈔太郎君譯

○英國に於ける出獄人保護事業

英國に於ては夙に出獄人の救護をは以て國家及社會の義務と認め既に千七百九十二年の勅令は裁判官に附與するに出獄人を救助する義務ある市町村に之を送還するの權を以てし又千八百二十三年の法律は職業を得へき土地に之に送致すへきとを命せり

同國に於て初めて出獄人保護會社の創立せられたるは千八百七十五年にして爾來漸次增加して六十三の多きに達し全國到る處其設けあらさるなきに至れり又救育所等の設立を目的とせる會社の如きも其數四十二に及へり斯く是等慈善會社の繁盛を來せしは蓋し千八百六十二年の法律與りて力ありと云はさるへからす（其他倫敦のホアルド協會も該事業に盡す所少なからす）此法律に依れは保護會社は其社則を政府に提出して認可を請ひ証明會社の名號を得て以て其監督を受けしめ而して州の金庫より被保護者一人に付二磅の割合を以て補助金を給與せられたるものなり

會社は中央獄と州獄との別なく其出獄人を收助す當時第一位を占むるものは倫敦保護會社にして救育所二ケ所を有し其事業頗る盛大を極めり

其後千八百六十四年感化及敦護協會なるもの興るに及て保護事業益々好況を呈するを得たり此協會は人類の窮迫を濟ひ幼年者及赤貧者の斑育所を設くると共に出獄人の保護を計り兼て總ての保護會社の書一なる組織と共同の行動とを希圖し且つ相互の補助と實驗を交接するを目的とするものなり其資金は會員の出金、出獄人の勞働賃銀（是は會社の管理に屬せしむ）及國庫補助金より成る而して國庫補助金の總額は四千磅にして各社被保護者の人員に應して之を分配するなり

出獄人に於て保護を受けんと欲する會社を指定するときは其氏名、罪質、貯金の金額等を明記せる紙票を該會社に送付し其救護を受けしむ然るときは會社は監獄署より其金額を領置し本人の利益となるへきやう之を使用す

保護會社は出獄人に職業を授け適當なる地位を與ふるに付ては百方訓諭以て之か奏功を期せり

或る監獄に於ては特に囚人出獄の際給與すへき救助金を積置く所あり

保護會社か出獄人を救護するの途各地に依り同しからす或は作業を周旋し或は器具衣類等を支給す然れとも金錢は萬止むを得さるにあらされは附與せさるなり

○蘇格蘭に於ける出獄人保護事業

該州に於ける出獄人保護會社に關する規則の要點に曰く

第一　保護會社は蘇格蘭の監獄を出てたる囚人にして監獄署の指命あるものは渾て之を引受るの義務あり

第二　會社は社員の出金を集めて以て其事業の資に供す若し其金額にして事業を行ふに足らさるときは政

府は其受領したる出金額を限りとして補助金を給す

第二　會社の役員は監獄署職員を以て之に充ることを得す

第四　會社は關係者の要求に依り一人に付金額五志以下の貯金は之か保管に任すへし

第五　會社は監獄職員の指命に係る囚人にあらされば救護を與へす

第六　救助及賞與として會社の支出せる金額は毎月其證據書類を提出するときは之を辨償せらるへし

出獄人保護會社は獨立にして別て監獄署に附屬するものにあらす而して該會社か政府補助金を受るを得へき條件に曰く保護會社か出獄人に對する任務を充行せんとするには監獄署の職員に屬せさる所の役員に限り使用すへきものなり云々と

○愛蘭に於ける出獄人保護事業

愛蘭ベルファストノ監獄は囚徒五百有余人を容る該地に在る保護會社は男女有志家の設立に係り特に會計及書記各一名を撰任して其事務を執掌せしひ該會社は法律に從ひ其保護に屬せられたる出獄人を救護の爲め監獄協會より附與せられたる資金を使用することを得

出獄人にして會社内に留る間は之を會社の雜業例へば薪材の取扱等に使役す但し是等の勞働より生する利益は會社の收入に歸す

其他の監獄所在地に何れも保護會社の設けあり

○墺國に於ける出獄人保護事業

墺國の出獄人保護事業は現時漸く發達に向ひつゝあり其マルッブルク監獄所在地に在る保護會社の如きは頗る見るへき者あるを以て其狀況を茲に叙述せんとす

該監獄より出る囚人救護の爲め同典獄は其地に一の保護會社を設立し典獄自ら之か主宰の任に當り其事業の發達に努力せり此會社は固より私立にして社員は全國に募り毎年一定の出金を爲さしひ

會社の業務は別に委員を置て之を司らしひ委員は總て出獄人に職業を授け貧者には衣類器具若くは鐵道切符等を給するが如き日常の業務に當らしひ

委員は又出獄人と其親戚との間に立ちて其調和を圖り貧者には其住地に歸るの費金及當初一時必要なる食費を給與す要するに委員は出獄人に要する萬般の措置をなすの任あるものなり

各市町村長及其僧官は會社の最も必要なる補助者として大に依頼する所なり

右會社は其創設の年(千八百九十一年)に於て職業を授けたるもの百九十一名親戚との調和を圖りたるもの六十四名鐵道切符を附與せしもの二百四十七名にして又衣類若くは救助金を給與したる金額は千六百「フロレン」に上れり現今該社の彼保護者は四百二十二人にして社員は五百六十一名に及べり

委員は彼保護者の品行に關しては官廳に之か調査を乞ひ又其信任する人即ち市町村長僧官等をして之を善行に誘導せしむることを努ひ

會社は所謂保護の外警察監視に代て監督をなさんことを希圖す蓋し監視は往々にして囚人の改悛上害ろ有害の結果を來すことあるを以てなり

會社設立以來彼保護者の成績を考覈するに頗る良好なるものあり則ち保護會社の設けなき地に在ては再犯者は百分の六十を占むるも其設けある所に在ては百分の三十に過きさるの効果を呈せり

幼年犯罪者の保護は殊に非常の良結果を示せり彼保護者は會社を以て眞の恩人と思惟し頗る感動すへき報恩の美擧に出てたるもの鮮なからす

右私立保護會社の外マルブルク監獄には囚人救護資金なるものありて獄署の管理に屬せり是れ蓋し貧困なる囚徒にして救助の必要あるものを救濟するの用に充るものなり而して此金額は典獄の處分に一任せられたり要するに墺國に於ては政府は毫も此事業に關せす全く世間慈善家の業に一任せられたるなり

○匈牙利國に於ける出獄人保護事業

匈牙利王國には總計二十の出獄人保護會社ありて何れも個人の任意事業に屬す但し其資金不十分なるときは司法省より之を補給す該會社の役員は何れも公職を帶ひたるものにあらされとも常に各所と密接の關係を保たしむ而して王國檢事は同會社の會議に於て報告委員の任に當る

會社は渾て其管轄區域内に住居を有する出獄人を救護す

會社の保護なき處に在ては檢事に於て一人に付十五「フロレン」迄の金額に於て出獄人を救助す

フエーッの監獄は別段の救助金を有し(他の監獄にも之あり)其額一萬五千五百六十七「フロレン」に達す故

に其利子のみにて優に出獄者を救助するに足れり

○伊太利國に於ける出獄人保護事業

凡そ囚人にして放免六ヶ月前に監獄署に保護を要請するもの幷に感化院にある幼年者は總て保護會社に於て之を救護するものとす會社は就中幼年者にして親族を有せさるもの又は親族に於て教育する能はさるもの若くは親族の性行不良にして幼年者を邪道に導くものに對しては之か救護を勉め警察其他の官署と交渉して放免幼年者に對し法律上定められたる監獄の監視を得せしむることを圖るものとす

苦し囚人又は幼年者（幼年者は父母又は後見人の許可を要す）に於て會社の保護を要求するときは社長は社員一名を指定して之か世話に任せしむ但し被保護者の品行不良にして到底見込なきものは直に之を廢罷す

會社は感化院に在る幼年者の假出院を要請し又其保護を引受けたる幼年者の入院命令の停止を要求することを得此場合に於ては會社は感化院にある幼年者の親族に代ることを得

出獄囚人の工錢貯金は之を社長に送致し社長は必要に應して之を本人に支給す

政府は出獄人保護の實効を擧けしむる爲め特に會社に補助金を下付す

（未　完）

質疑應答

質疑

◉第百四十二號

在弘前　藤　岳　生

稅則違犯主刑罰金換刑執行中餘罪の爲め重禁錮の宣告を受けたるもの、執行方に付甲乙左の二說あり賢者幸に教を垂れ給へ

甲曰　稅則違犯主刑罰金換刑執行中餘罪の爲め更に重禁錮の言渡を受けたるものは該言渡と同時に前換刑の執行を止め而して重禁錮の刑確定執行滿期の翌日より前換刑の殘期を繼續執行するは當然なり

乙曰　稅則違犯換刑執行中餘罪の爲め更に重禁錮の宣告を受けたるものは其刑確定の前日まで前換刑の執行を爲す重禁錮の確定執行間の日數を扣除して殘換刑を引續き執行するは法理上敢て差支なしと云ふ

右二說に何れも詳論細說願る法理の爭点ありと雖も茲に畧記す到底甲說の如きは被執行者に五日の不利あり乙說には被執行者に五日の利益を生するものなり何となれは重禁錮の刑は宣告の當日より起算点を起すものなればなり

◉第百四十三號　　由　陽　生

典獄滿期放免を言渡し放免一壹ヶ年を經たる後ち更ろ緣に依り刑期違算の議起り右は數ヶ月の執行を遺落せりと然して遂に典獄は其刑期計算上法規の見解を誤りたるものとして懲戒の處分を受けたり

此場合に於て爾後典獄は職務上如何なる手續を盡すを當然とする哉及ひ該放免者の利害如何先達諸士の高敎を待つ

應答

◉第百卅七号洋々君に答ふ　　自　若　生

本疑や必竟何故本場合囚人の過失につき監署は其責を負ふやを究めさるに歸す抑も本問損害の原因は疑問夫れ自身の示さゝる如く囚人の不注意には相違なしと雖も依犯者をして之れを云はしめば囚人役業監督の貴ある監署の不注意即ち監督者の（直接被托者）懈怠より損害を受くるに至りたるものなりと云はん是れ蓋し當然の理なれば問者が斷する如く委任者に對し官署は其責を負ふ所以にして特に外人の役業を監署に當するや囚人の技能にのみ信を惜かず是れに附隨する監督に重きなきを以て事を托するに至るものなれば其損害の囚人の過失若しくは故意に出てたる間にす監獄署は凡て其責を負ふへき囚人の技能拙不熟なるか爲め損害を來したる場合に於ては苟くも監署にかゝる狀態存せさる以上は囚人は無論監署も其責任を負ふに及ばす結局委托者の自ら招きたる損害と云はさるへからすして法律も如斯不注意者を保護するの要あらさる可し其他問者は監署は本場合に於て囚人に對し來償權存するやと云はゝるも苟くも囚人か服役の有樣を以て直ちに民事上本人代理人の關係若しく雇主被雇人の關係を以て目視する能はさるを知らば來償權の有無は敢て疑問とするの價値なかるべきなり

◉第百三十八号進正君に答ふ　　泰　然　子

本問は大に事理轉倒し居れり蓋し進正君は未だ欠席判決の性質を知らずして起せ一假役の間隙ならん何者欠席判決たる素と一の假裁判に過ぎずして被告人は其才判のありしことを知了し其執行を受くるに到るも故障なきすして經過すれば決して判決の確定すべき理由なきなり然るに本問には被告其裁判のありしことを知了せざる前已でに欠席裁判は確定して擬事に其執行に着手せりと稱せらる三百余條の日本刑事訴訟法中何れにか如斯不法規定やある設令假りに本問の如く欠席判決は確定せさる前擬事は本欠席判決執行に着手せんとするの場合ありしとせば決して直に再審等の手續をなすに及ばす當初故障の申立をなし徐々上訴の道を悉すを得へきなり進正君請ふ少しく刑訴法を閱讀して疑問を發せられよ

◉第百三十九号進正君の問に答ふ　　在大坂　日　進　生

該問は徵兵令第二十五條及徵兵事務條例第二十五條に依り明々たるものにして本籍役場の告發及び欠席判決は其當を得たるものにして及び再審及び非常上告の原因とならさるものと思考す

◉第百卅号雲突君に答ふ　　法　外　生

囚人は其權利伸暢の爲め給與工錢を以て大に控訴讓納金に充つるを得

可し然れども我邦に於ては該金免除の規定ある故先つ其免除を要求し其聽許せられさる場合に於て給與錢を利用するを可とすへし蓋し是れなしも監獄則の所謂正當費用と認めすんば又他に正當費用と稱すへきものなければなり

◉第百三十九号雲突生に答ふ　在大坂　日進生

本問は則ち監獄則第二十五條に規定する處にして給與工錢を以て控訴豫納金に充つるは書籍及郵便切手等を購求するも同一にして正當の費用と認むるものと思考す

◉第百四十号雲突君に答ふ　牛門生

雲突君は偏見主義の國權論者か何そ其間の奇激なる毛唐人の我國法に觸れたるものは條約改正の曉は一般我國法にて處斷さるへく今日と雖ども支那人の如く我國に於て治外法權を有せさるものは無論我國法にて處斷せされば大に我國權上に干するとなるを以て我監獄則上の四人髪法に必すしも刑罰の一部なりと稱する要なかるへく結局獄内の秩序及衛生上より起りし規則なりと云はさるへからす已てに刑罰にあらさる限りは假令支那人なりとて獄則により其辮髪を短薙し其出獄するに當りて自家の社會に交際するを得す殆んと体刑を受けしめたる如き結果を與ふるに及はさる可し是れ蓋し彼れの辮髪を短薙せさる所以にして吾人内閣ありしやにも聞及へり雲突君猶ほ異見あるか

◉第百四十一号牟可君に答ふ　自若生

著明なる改悛の狀とは其文字の形容さるへき如き囚人の行狀を云ふ初犯再犯習慣犯囚たるにより其現象の異なるへき理由あらさるなり蓋し改悛の狀や種々雑多あり一概に豫斷する能はす同一行爲なるも他囚に取ては改悛せしと見る能はされば見る人に依て斷定も自ら異ならさるを得す蓋し是れ事實問題故其時其狀況により解釋を下すより外なきなり

◉第百卅九号質疑に答ふ　應答子

本問給與工錢を以て扣訴豫納金に充つるや否やの見につきては洋々散士より已に應答ありしも之れに干する伺指令あるか故學理は他日に讓り左に其指令を示すへし

北海道廳伺（廿七年十月卅日）

囚徒工錢領置金を以て控訴豫納金に充て差支なきや電信にて御指揮を乞ふ

内務省指令（廿七年十一月五日）

囚徒領置金を以て豫納金に充つる件差支なし

各地通信

◉德島縣監獄署在監死者追弔會の景況

德島縣監獄署に於ては客年秋季皇靈祭の當日在監死者の合葬式及追弔法會を擧行せしが本年も署員の醵金を以て秋季皇靈祭の當日則本月廿三日市中眞宗僧侶六名を招聘し監獄署内教誨場に於て追弔會を執行せり午前第九時開會佛前には香花及底盖具し先つ模男囚を場内に入らしめ典獄以下署員列席典獄先つ總囚に追弔法會の趣旨を懇諭し更に佛前に向ひ祭文を朗讀次に讀經典獄燒香次に有賞表者一名（囚徒總代とし

て）燒香を終へ教誨師教誨を爲して一同退散午前第十時三十分なりし午前第十一時より再び總女囚を教誨場に入らしめ參拜せしむ（式男囚に同し）

右は一般囚徒に非常の感動を與へ歡喜の情を喚起せしものゝ如く見受けたり

典獄の祭文は左の如し

祭　文

德島縣典獄甲斐秀威本監死亡者の靈に告く噫病魔之を看之を護るの親戚なく死而之を葬り之を祭るの知友なき人生の不幸孰か焉より大ならん

生前汝等の罪科を犯すや終に此不幸に陷り荊棘其墳土を浸し風雨其墓標を拍つも誓て一人の來り吊ひ一輪の水一枝の花を供するものなし悽慘の極言ふに忍びさるなり

故に客年九月官汝等の遺骨を合葬するに當り余や署員に詢り追弔會を擧行し始めて汝等の遺靈を慰せしも抑一回の法會一縷の香煙は汝等をして迷界を離脱し佛果を受けしむるに足らす幽魂今尚彷徨歸所を得さるを知る余等官に司獄に在る者惟ふて斯に至れは轉た慙懇の情に堪へす由て更に署員と議し薄か資を醵し本日を以て法師を聘し時羞を具し署員參列して汝等の靈を祭る髣髴として來り饗けよ

明治三十年九月六日

◉宮城集治監通信

○宮城集治監典獄小泉保重氏に看守長島敏吉氏を隨へ獄務視察の爲め本月八日山形縣及秋田縣に出張

○内務省勅任參事官總宮猪一郎氏は内務屬二名を隨へ本月十日下仙せられし十一日午前九時より午後二時迄宮城縣廳に出頭親しく縣治を取調られ翌十三日地方監獄を巡見し否や田所宮城縣參事官及同山崎典獄の案内にて宮城集治監に出頭監務につき親しく諮問する所あり序席を以て各工場を巡見して囚徒の動作を視察せられたる由なるか氏は往年衣位の身を以て下僚せられたる時も宮城集治監に臨まれたるとありて云ふ政事家の朝にあると野にあるとを問はす行刑政治の狀態に注目せらるゝ氏なれば以て範とすべきなり

寄書

◉囚徒の不法行爲に因りて生じたる損害賠償の責任を論ず　在大和　如水生

監獄の役業に、官司業あり委託業あり、今官司業は暫く之を措き、個人委託業に就て囚人か故意に委託品を毀損したるときは、其の損害の賠償は囚人に屬するや否や、抑も囚人の役業に服するや、自ら好て服役するに非す行刑上强行的に服役せしむるものなり、故に凡百の役業中或は彼等をして、喜び自ら進んで事に當るものあらん、或は不快の裡に從事するものあらん、彼等をして喜んで服從する時に尚可なり、彼等をして其の意に反し、不愉快裡に爲さしむる場合に於ては、技能の發達を沮止すると同時に、製作せられし物品の眞好ならさるものあるは數の已れざる所なり、製作品の眞好ならさる尚怒すべしと雖とも、自己の好まさるの役業なるの故を以て、素品を故意に毀損せしめたる場合は監獄則

上盡罰せらるゝに固より當然なりと雖ども、此の場合に尚損害を賠償せしむる事を得るや否や是に二說あり、甲說に曰く何んと雖ども故意又は、過失に依りて他人の權利を侵害したるものは、民法第七百九條に依て損害賠償の責あるや、固より當然なり、囚人と雖ども民事上の無能力者たらざる以上は賠償の責に任ぜざる可からずと云ふにあり第二乙說に曰く、囚人たる身分より觀察し來るときは假れば自由を拘束せられたるものなり、一擧一動皆命令なり、囚人は命令以外に事を爲す可きものにあらず、故に囚人が故意に素品を毀損するも、并は命令者の責任にして、囚人の責任にあらざるなり、元來自由の行爲を爲し得る入にして故意に他人に損害を加へたる時は、賠償せざる可からざるも、囚人は不自由の身なるを以て賠償の責なしと云ふにあり、第三丙說に曰く、或る事業の爲めに他人を使用するものは、被使用者が其の事業の執行に就き、第三者に加へたる損害に就ては、賠償の責に任ぜざる可からず、然れども使用者が事業の爲め、相當の注意を爲し、又損害も相當の注意を爲したるにも拘はらず、生じたる場合は、被使用者の責任なり、又過失も被使用者の責任なり、何となれば如何に監督者の善明と雖ども、天眼通を得るに非れば、他人の過失を豫め知る能はざるなり、監督力は以て過失を來すに防過すべきに非ればなり、其の他の場合は凡て監督者の責任なりと而して監督者は、囚人に對して求償權あることは、民法第七百十五條に依て明なり、予は以上三說の中丙說を以て、尤も至當の說と思考す、其の理由の如きは長文に渉るの憾あるを以て爰に之を略し、他日に讓る、識者以て如何と爲す、

●典獄の注意事項

在東京　祥々散士

散士曾て奈良縣にあるや、一日監獄幻燈の事にて、今縣添上郡長高本孝氏を訪ふ、氏は曾て奈良縣典獄として令聞高く、獄事熱心家にして、今縣監獄建築も亦氏に依て始めて計劃せられつゝありしが、後幾許も無くして、指定地郡長に榮轉せられたるものなり、時に散士は其の談獄務の事に及ぶや、氏が曾て監房工場其他看守長看守の擧動に至る迄詳細の、觀察を爲さんが爲め、注意事項として手控爲したるもの、大略を語り、且つ其の手控を散士一見せり、依て爰に散士が記臆に存するものゝみを掲げ、世の當局者たるもの、嘆然工場監房等を、巡回する者の參考に供せん若し多少の裨益する處あらば幸甚之に過ぎず

看守長の注意事項

（一）看守諸法令の遵守起居進退言語の事
（二）看守の在監人に對する言語擧動の事
（三）看守中被護中五に會合雜談の事
（四）看守の職務上に關する諸法令記臆の事
（五）看守の在監人對する言語稱呼の事
（六）看守着服及携帶品等の事
（七）看守の在監人に接近食事及び喫烟の事
（八）看守の在監人刑名刑期犯數記臆の事
（九）看守交代の際事故引繼の事
（十）看守の在監人行狀表視察點數の事
（十一）勤怠簿捺印の事
（十二）看守禮式の事
（十三）在監人逢令犯行あるとき細大を問はず申告の事
（十四）署內巡警看守其區域內の修繕な申告の事

（十五）晝勤夜勤看守集合竝點檢の事
拘置監注意事項
（一）新入者は勿論監房出入の際身体衣服等檢査の事
（二）拘置監門揭示の人員數の事
（三）拘置監各房則の揭札及び其犯者區別の事
（四）看守の刑事被告人動作觀察の事
（五）看守の拘置監各房守衛巡警の事
（六）拘置監各房鎖鑰の事
（七）拘置監建燈硝子破損及び點火の事
（八）拘置監各房內掃除及檢査の事
（九）拘置監各房床下、天井、便所洗濯掃除の事
（十）溝渠及び雨落浚渫の事
（十一）浴場內掃除の事
（十二）刑事被告人の衣類の破損不潔及び時季に適せざるもの着用の事
（十三）寢具類の破綻備置器具類の破損の事
（十四）無定役囚及び刑事被告人運動の際戒護の事
（十五）死刑の宣告を受けたるものに對する戒護の事
（十六）刑事被告人書信謄寫擧動の事
（十七）刑事被告人座作業を爲すもの、製造品及び素品器具の事
（十八）刑事被告人看守所備付器具の事
（十九）差入食料其他の物品の事
（二十）刑事被告人頭髮及髭髯の事
（廿一）內務省巡閱官知事巡閱裁判官檢察官巡視の時は其旨刑事被告人に通知の事

（廿二）刑事被告人裁判所引率の時共犯者區別途上監視の事
（廿三）傳染病流行の際新入監者あるときは醫師の診察を受けしめ入房せしむる事
（廿四）傳染病流行時の新入監者は醫師と協議し監房隔離の事
（廿五）傳染流行の時の新入監者の着衣及び携帶品は消毒を爲す事
（廿六）飯食物其他の物品差入の事
（廿七）被告人書信認の事但筆紙墨時々點檢
（廿八）寢具類日光直射の事
（廿九）傳染病流行時隔離中の者にして裁判所より審問の爲め召喚する場合其通知を受けたるとき
（三十）傳染病流行時入監隔離中の者は何等の事故あるも規定日數間は嚴格に隔離を爲す事
（卅一）傳染病流行時隔離中の者に對する食品の配與等は指定ある押丁の外直接せざる事
（卅二）夜間は偵察を爲す事
（卅三）隔離中の者の食器は他の分と混淆せざる事
各工場注意事項
（一）各就役囚個人作業科程適否の事
（二）各就役囚作業素品及製造品の精粗の事
（三）各就役囚行狀視察點數適否の事
（四）看守の各就役囚に對する行爲の事
（五）授業手の各就役囚に對する行爲の事
（六）各工場備付器具類及び素品製品取締の事
（七）各工場內掃除及び便所洗濯の事

(八) 各工場入口に掲示する人員數の事
(九) 就役被服類破綻汚穢及び洗濯交換の事
(十) 工場内の人員配列整頓に關する事
(十一) 給與飯糧の作業種類に對する適否の事
(十二) 就役囚人散髪及び髭鬚の事
(十三) 就役囚人の言語に關する事
(十四) 各就役囚人の担當看守に對する擧動の事
(十五) 各就役囚人解罰後の擧動の事
(十六) 各就役囚喫飯時運動の事
(十七) 各就役囚圖座破損の事
(十八) 各就役囚作業科程了否の事
(十九) 給與する食物及び飲湯の事
(二十) 罷役後洗面の事
(廿一) 還房前身躰捜檢の事
(廿二) 還房の際各囚整列及引率に關する事
(廿三) 各囚還房の際各所見張の事
(廿四) 各役場罷役閉鎖前檢査の事
(廿五) 各役場就役服整理の事
(廿六) 各在監人被服標番號の事
(廿七) 工業用の爲め使用したる火器注意の事

監房注意事項

(一) 監房内掃除及便所洗濯の事
(二) 監房天井床下蜘蛛巣有無の事
(三) 監房備付器具類の事
(四) 寢具類破綻及び數廷破損に關する事
(五) 各囚被服類破綻汚穢及洗濯に關する事
(六) 各監房掲札の記載事項に關する事
(七) 各監房鎖鑰に關する事
(八) 囚人出房後監房内檢査の事
(九) 在監人還房人員點檢及鎖鑰注意の事
(十) 監房内行狀視察點數適否の事
(十一) 就寢及び起床時取締の事
(十二) 就寢後各監房内密偵の事
(十三) 書籍看讀摸様の事但貸與看讀の日子を豫期する事
(十四) 在監人相互合衾の事
(十五) 各囚還房逕數に注意する事
(十六) 各囚還房前便所手洗水配置の事
(十七) 各囚還房背座の事
(十八) 監房内番號札破損に關する事
(十九) 寢具類日光直射の事
(廿) 監房便所及び溝渠石散布の事
(廿一) 囚人還房後は偵察して囚情を捜知する事

署内注意事項

(一) 監門守衛開閉の事
(二) 署内掃除の事
(三) 署内溝渠及雨雪溜凌渫の事
(四) 署内建造物及墻壁等破損の事
(五) 署内便所掃除洗濯の事

(六) 署内竹木其他取締の事
(七) 耕作其他運搬用器具類取締の事
(八) 署内戸門閉鎖の事
(九) 署内門戸に掲げたる在監人表の事
(十) 署内不潔物の事
(十一) 署内掃除及び器具に關する事
(十二) 第二課備付器具其他戒具類の事
(十三) 署内暖手爐及び提爐の事
(十四) 石油類取締の事
(十五) 署内近傍清潔の事
(十六) 洗面所洗濯清潔の事
(十七) 浴場内清潔の事
(十八) 炊事場清潔の事
(十九) 炊事場煙筒掃除の事
(二十) 飲食用器具類洗濯清潔の事
(廿一) 在監人用器具類の事
(廿二) 在監人用下駄草鞋の事
(廿三) 雜役夫使用の事
(廿四) 在監人入浴取締の事
(廿五) 清潔上署内の便所へ石炭散布の事
(廿六) 消防器械整理の事
(廿七) 素品製造品運搬の事

病監注意事項

(一) 監内掃除の事項
(二) 便所洗濯消毒藥散布掃除の事
(三) 患者被服及寢具細汚穢洗濯の事
(四) 寢室數物掃除の事
(五) 寢具類日光直射の事
(六) 空氣流通の事
(七) 患者食器類は壯健者食器類と區別する事
(八) 監内床下掃除の事
(九) 患病者被服類洗濯は壯健者と區別する事
(十) 患者の入浴は壯健者と區別する事
(十一) 肺結核患者の食器並他衣類等は他の患者と區別する事
(十二) 結核患者唾吐壺は常に消毒藥を散布する事
(十三) 疥癬患者等の被服洗濯は壯健者と區別を爲す事
(十四) 疥癬患者藥湯は醫師の指示に依り實行する事
(十五) 病監入口掲札人員の事
(十六) 看護夫勞働に注意の事
(十七) 投藥配當の事
(十八) 各囚診察の際立會の事
(十九) 看病人の適否及び滋養物給與上注意の事
(二十) 危篤患者取扱方注意の事

◎小河氏の監獄衛生談を讀んで感あり

S、K、生

小河監獄事務官曾て大日本私立衛生會に於て監獄衛生を演説せられ内に云へるあり歐羅巴にては監獄吏員に就て直接に功勞をなしつゝあるものは衛生家若くは醫學者である又監獄醫と爲て居る者は日本の監獄

醫の如く僅ばかり動めて罷める若くは僅かばかりの責任しか持て從事して居るのでなくして二十五年も三十年も職務に精勵して居る人が澤山あるのである然るに我邦の實況は殆ど監獄は衛生の恩惠を被て居らぬと云ふて宜しのである云々と以て東西監獄衛生を比較せられたり論旨素より余輩の同意する處なれど余輩は更に氏に向て一の希望あり其は今日監獄衛生の不振は抑も何れに原因するか余輩は斷言す其監獄衛生の主腦者たる監獄醫其人の待遇の低くして恰も監獄下級官たる看守と同一なるが如き又報酬の甚た薄きが如きは到底學識ある醫士を遇するの道にあらず實に此待遇此報酬に因て誰か熱心職務に精勵するものかある日本監獄醫の嬪々相更迭して未だ司獄の何たるを解せず監獄醫師の本務を了らざるに已に罷免せらるゝが如き之れ今日我邦監獄衛生不振の根源にあらずや小河氏と單に世間衛生家及醫師の冷淡のみを說かずして進んで其根源たる醫士に對する待遇を改め相當せる報酬を得せしむるに勉められよ而して後始めて醫師衛生家頭腦の熱漿を充分監獄衛生の上に注がるべし否らずして今日の現況に終らば遂に監獄衛生の改良に何れの日に於て見るを得へきや小河氏以て如何となす

◉埼玉縣の監獄衛生を觀る　在神奈川　ドクトルh、g、生

余は衛生學を好み常に之れが研究を忘らず公衆衛生としては學校の衛生、職工の衛生、監獄の衛生、果くは衛生警察の事項等諸般の材料を蒐集し閑ある時は學校を訪ひ監獄を視て以て我國衛生學の固有なるものを調査しつゝあるものなり偶本年九月刊行大日本監獄協會雜誌を看るに在東京洋々散士なるものあり警視廳鍛冶橋監獄署を觀るの題し全（監獄の衛生上の記事あり次で全月發行の監獄雜誌を見るに等しく洋々散士と稱ふるもの埼玉縣監獄署を觀るの題し之れ亦監獄衛生上の論評あり余は衛生に關することは大となく小となく細心注目しつゝあるものなれば斯の如き監獄衛生記事に對しては曾見以て其信を信を置き難きものなるを知ると雖も散士の所謂鍛冶橋監獄署の衛生が至れり盡せり云々とは單に散士が監の酒掃の行屆きたると臭氣のなきと九月三日の在監人八百三十七名に對する病者數十三名とに喫驚したるに外ならず余輩に二もなく淺見的の贊評を下だせるものなれば余は暫らく此の贊評に對し敬て努々せざるも散士が等しく淺見的の早輕的の眼目を以て論評せる埼玉縣の監獄衛生が果して散士の說の如くなるや否や余は聊か物數奇にも衛生學上の參考にもと思ひ十月一日橫濱發午前五時の滊車に乘し品川より赤羽線を經て浦和町に至る此の間僅かに二三時を要せしのみ余は直に監獄に至り仝監獄の監獄醫栗原三郎氏に面會す蓋し氏は余が學の友たり氏の紹介により吉田、橫山の二監獄醫と面識を得て衛生學上の意見を叩き某看守長及び栗原監獄醫の按內を以て獄內を一巡せり監房は十字形二階建構造なること散士の說の如く然れども房內の淸潔なる亳も異なを感ぜず依て同監獄の淸潔法施行の手續を聞くに現住神代典獄赴任の當時（即ち昨廿九年六月頃）病監に於て治療加ふる患者五六十名の多きを見て一層衛生上に注意せられ殊に結核病の多きを憂慮し隔離消毒の必要を認められ各監房病監及び各所の廁圖等暴氣の間は一週に一回宛初め昇汞水にて房內を洗濯し次に熱湯を以て沸らへ終りに石炭酸水に滊したる拭巾を以て之を拭き又每日一回つゝ水にて拭洒掃をなする事に定め嚴重に勝行しありと云ふ余は只散士と異り此の監房に遺憾なるは空氣の流通光線の射入等の点に於て之れが改良の必要を認むるにより此事を某看守長に聞くに是れ又三十一年度に於て其改良を爲す見込み以て既に議案も取調ありと云へり病監々房に於ても構造の点に於て改造の必要を認むるもの、其監內の洒掃淸潔消毒等の方法に至りては一も遺憾なきが如く又雨水の土中に樋管を埋めて樋外に流出せしめ炊所流も樋管より樋外に流出せしむるを以て少しも溜滯する所なく殘飯（即ち喰餘し）等は不用品拂下規則に依り每日現金にて賣下手續なるを以て是又塵芥物を炊所付近に置く事なしと云ふ炊事場に至るに該場に於ける臭氣は一般の炊所臭と異ろ敢て散士の云ふが如き殆んど嘔吐を免るゝと云ふの臭氣の如きは絕て知るに由なかりき竝に至りて余は散士の日調を假りて散士を評すれば散士は芝圖廂部の內にありて曾て社會に於ける臭氣を嗅がざるものならんか余は多年各地の師範學校中學校等大小の學校に至り衛生上の觀察を遂げ又五六の監獄衛生の實況を見たるも埼玉縣の監獄內の淸潔法は決して遺憾あるべきものと認むるを得ざるなり余は更に吉田監獄醫に就て仝獄醫革衛生の細說を得たり仝醫は本年四月仝縣監獄醫を拜命せる人にて素と余と等しく衛生學熱心の士なり曾て等の傳染病研究所に於て我國細菌學の泰斗北里博士に就き細菌學を官習し博士の助手となり細菌學上の智識に至りては實に有數の士なり然るに氏の篤學なる世人に比較的輕視せらるゝ監獄の衛生に從事せらるゝを感ずるに余りあり余は先つ一般衛生學に於て最も重要なる傳染病豫防消毒の行屆き居るや否やを知らんと欲し之が患者表を一見せしに本年二月以前に於て天然痘一名不全寡扶斯患者一名を出だせるのみ而して天然痘の患者は刑事被告人にして入監前已發のものなりと云ふ爾來十月の今日に至る迄一名の傳染病患者（所謂八種に屬するもの）なきが如し聞く本年は各地赤痢の流行甚たしく埼玉縣下に於ては特に流行地と見做され山梨群馬に次ぐの患者あり而して監獄付近の村落は云ふ迄もなく已に浦和町にも患者を出だせりと云ふの時に方りて此を數人種の集合所に一傳染病患者を出だすと云ふが如きは決して偶然にあらざるなり余は更に進んで監獄疾病の大部を占むる結核病に對する取扱を尋ぬるに此の点に於ては實に注意の行屆き居るに一驚せり盖し仝獄は從來結核病者の取扱は單に病監內の一室即結核病室とも名くべきものありて就役に堪へざる重病者は此の室に入れ消毒藥を混へたる疼盥を與へて治療するのみにて役場監房に於ては常に混同生活法をなさしめつゝありしが現任典獄神代澤身氏深く此点に注意せられ當局の監獄醫は銳意之れが改良を企て結核病者の爲めに特に病監役場監房食器風具浴場等に至迄全然隔離的の方針を採り在監人中惡く結核非結核を診別し此診別に就ては從來世の醫士のなせる打聽診法のみによらず每回顯微鏡的檢査により未だ充分の發症なき初期結核も診定し精確なる診斷を下たし就役に堪ゆる結核病者の處遇法を改むる等一々之れが詳細を揭くる能はずと雖も此の用意の周到なる恐く全國中甚だ少なかるべしと思はるゝなり嗚呼仝獄の醫事衛生は散士の云ふが如き退歩せるものにあらず否實に進歩的の醫術を應用し着々改良して後來模範的監獄衛生法を示さんとなしつゝあるものなり仝獄が斯の如き結核病に注意し之れが隔離の必要なるを特別處遇の次く可らざるを認めたるとは素より獨逸國に於ける監獄衛生論に徵して知るべくも又仝獄に於ける左の一表を見るも明かに其必要を知るに足る

明治廿九年	仝　年	明治三十年	仝　年
死亡數	結核病に因するもの	死亡數	結核病に因するもの
一月　十一人	一人	三　人	二　人
二月　九　人	一　人	六　人	二　人

三月	十四人	一人	九人	五人	就役患者	三十人
四月	十九人	四人	二十一人	五人	病監患者	五十二人
五月	十八人	六人	十七人	十人	居房患者	一人
六月	十二人	七人	十六人	十一人	就役患者	三十六人
七月	十三人	七人	七人	五人		
八月	十四人	六人	四人	四人		
九月	八人	八人	五人	五人		

此の表に因て見れば仝獄に如何に衛生上に改良を加へ注意をなせるものなるや否や之が詳細の事柄は患者死亡者の實際より日々仝獄に於ける衛生的の事業に就て深く洞見するあらば思ひ半ばに過くるものあらんか然るに洋々散士は埼玉縣監獄の如何なる人により患者數を聽き死亡數を看たるか余が見聞せるものとは全然其數を異にせり散士の訪へたる九月六日の病監患者數は二十二名にして同日在監人は八百六十九名なりと云ふは正に誤りなきの數なりと聞く知らず散士は何人により聞きたるか恐くは散士の聞誤りにあらずんば散士は好て中傷的に粧造せるものならんか散士の誤見は啻に之れのみに止らず現今は入病監患者數のみ病者表に載するにより表面病者の減少せるが如く見ゆるを云々と云ふに至りては誤解も又甚だしと云ふ可し散士は同獄患者表を見たることありや仝患者表には明に病監患者、就役患者、居房患者と區別し病種別に其數を掲載しあるを見ざりしや試に九月六日及十月一日の患者數を轉載すれば左の如し

明治二十九年

九月六日	病監患者	六十人	
	居房患者	一人	
	就役患者	揭載しあらず	
十月一日	病監患者	二十二人(男女)	
	居房患者	一人	
	就役患者	揭載しあらず	

明治三十年

一班を見て全豹を評するは已に其誤れることは散士も知るならんか散士は終りに臨んで外見衛生上に就て論述せり云々と遁辭樣の口調を遣せり洋々散士素と何者ぞ內務省の一小吏なるか散士よ凡そ世間の事物に就て論評を下さんとならば先つ須く其道に通曉せよ而して其事柄に就て細大探究し然る後に於てすべし散士の如きは素と如何なる學識を有せる人なるやを知らずと雖も曾て衛生學上の智識を有せるものさへ思はれず此素人的智識を有せる散士が生意氣にも輕卒にも單に九月六日の埼玉縣監獄署の病者數と九月三日の東京鍛冶橋監獄署の患者數とを比較し鍛冶橋に比し病者の多き一事を譏るなるべしとは何たる妄そや抑刑事被告人の大部を占むる鍛冶橋監獄署と囚人の大部を占むる埼玉縣監獄署と比較するの誤れるのみならず九月六日の埼玉縣監獄署の患者數在監人數とは散士の示す處と全く相違ふが如きは寔に學文の價値なき贅文にして一の譫語を吐露するに過ぎず況や他なき洋々散士なるものは會て一二監獄衛生を耳にし歐洲監獄の死亡比例を知りたるか埼玉縣の監獄死亡比例は歐洲に比し少しと云ふ可らずと然り昨明治二十九年の死亡數は決して少しと云ふを得ずと雖も其他の死亡比例に至りては敢て多しと云ふを得ざるべし抑監獄死亡比例の調査の如きは實に專門衛生學者のに手屬し之が是非の論評の如き決して輕卒になし得るものに非ず況んや散士の如きに於ては衛生學者に非ず二三外見的の評論にして而も散士の示す明治二十五年以降前半ヶ年の死亡數なるもの

は悉く其誤りを証するに於てをや散士は監獄協會雜誌第百九號を見ずや同號に掲載せらるゝ小河氏の監獄衛生談を讀まざりしか小河氏にはずや東京監獄署に於ては死亡比例千人に對する九十八、九なりと云ふにあらずや又同氏は我日本國に於ても今日の明治三十年の今日の我邦の監獄に於て其死亡數の多數なることは實に九十八人殆んど二割の數に達して居るのである……即全世界無比と謂つて宜しと云々と誹きたるにあらずや茲に至りて洋々散士は全く埼玉縣監獄の衛生に對し妄言を吐たるを恥ち且つ自ら衛生的の論評は蓋し散士の器にあらざるを了り該記事は世を欺き同獄に多少の迷惑を與ふるの罪甚深きを知らば速に謝罪的取消文を明示するこそ至當なり余は敢て同監獄を庇護して之を言ふものに非ず若し同獄にして果して散士が云ふ如き實跡あるに於ては予は散士よりも倘ほ一層進て改良すべき方法を掲げ充分忠告を加ふるを憚からざるものなり然れども散士が云ふ如き事實なきを如何せん余又好んで散士の如き淺見家を攻撃するものにあらずと雖も世に斯ろ早輕的の論評家徒らに中傷說を聘する國家的觀念なきものあるを嘆し頃門の一針にもと思ひて特に實際を探擇し筆誅を加ふるに至れるものなり洋々散士倘ほ幾分の未練を遺さば同獄を訪ひ衛生上の事柄は宜しく專門たる監獄醫に就て探られよ余は決して散士の如き實際を誤りたる事項を掲くるものにあらさるなり

◉看守に骨相學の必要を感す

在奈良　丸賀　樂哉

夫れ看守の職たるや一種特徴なる職務にして千差差別なる惡漢無賴の徒に對し刑罰の痛苦を平等に加へざるべからず然るときは四人個人の才能を看破し其執行を異にするは必要なり然れども其無形の心意を識別するは容易の業にあらず或は云人の行爲は精神の命する處に外ならざるを以て其行爲に就て之を察せんには難にあらずと然れども行爲に眞假表裏の別あり外部に善美を裝ふも裏面に陰惡を包み僞裝的行爲は習慣犯者の特徴なり因て看守の職に在る人骨相學を研究し腦髓の形狀に因て各々其智に異狀を呈するは頭蓋各部の凸凹を認め以て大小粗密の度を測り才能の如何を推知鑑定することを勉めて其量を測るよりも明かなり直接被護の衝に在る人該學を講究して觀察の財を得られんこと切望に堪ず不省の未熟も不顧憚か爰に鄙言を述ふ幸にして斯道の諸君一讀を給はらば其榮之に過ぎん

◉勅令第二百二十三號の解

准正

本年六月勅令第二百二十三號を以て判任官俸給令第三條に左の通追加せらる

但八級俸以下の者は此限にあらず

と而して其本文を案するに

判任官は每級在職一年以上に至らざれば增給することを得ず

とあり即ち此度の勅令は八給俸迄の級にあるものは在職一年以上に到らざるも增加することを得ざるに云ふ特別令なり

抑も（以上）とはより上、（以下）とはより下と云ふ義なり故に此意義を以て該勅令を同意味に反譯せば

七級俸以上は每級在職一年以上にあらざれば增給することを得ず

更に之を解說せば

一年に至らざれば昇給することを不得方

以上 七、六、五……級俸――七級俸以上
以下 八、九、十級俸――八級俸以下

一年以内に昇給することを得ざる方

となり是誠に観易きの理なり

然るに茲に案外にも論者あり曰く「八級俸以下は此限にあらず」とは無論八級俸になる迄の意にして之を同意味に反譯せば

八級俸以上に一ヶ年を經過するにあらざれば増給することを得ずと云ふに同し　嗚呼誤解も亦甚しい哉盖し論者は（以下）を解してより上（以上）を解してより上は誤解したるものなれば請ふ疑あらば左に就て観よ

以上 一年以上に至らざれば昇給することを不得方
以下 七、六五……級俸――七級俸以上
八級俸――昇給すること（を得さるも）
九、十級俸――九級俸以下

一年以内に昇給することを得る方

夫れ之の如し故に若し論者に從はんには八級俸其もの は俸給令以外に超然たらざるを不得の奇観を呈するに至るへし豈に一笑に付せざるを得んや予は固より斯くることを物珍しげに殊に攻撃的に云々するを欲するものにあらずと雖奈何せん多くの人世之を誤解もつ、あるを爲に折角の勅命の功果を圖画ならしむること不能のみならず現に其地位にあるの士にして其間自然不幸を蒙るものなきを保し難し之敢て卑見を吐露する所以なり希くは僥友諸君無用の言なりとして咎むるなくんは幸甚々々

◉看守の職務を論す

在大和　如水生

看守の職務は天下稀に見る所の劇務なり看守の日として爲さざるべからざる職務如何を乞ふ左に列擧せしめよ一に曰、晝夜交番して警守受持場を巡警すること、二に曰、看守長の立會を受け監房を捡査し常置器具等を点檢すること、三に曰、看守長の立會を受け監房を捡査し常置器具等を点檢すること、四に曰、在監人の擧動を観察し其軍項を手に詳記し看守長の檢閲に供すること、五に曰、在監人の役業を督勵し科程了否を点捡すること、六に曰、服役者にして其作業に關せざる他事な交談し又は器具等を交換し或は漫りに部外の工場に到るの如き所爲なからしむること、七に曰、新に入監する者あるときは身体衣服を搜検し其入監後監房を出入するとき亦何ふこと、八に曰、監門を守衛して出入者に注目し漫りに通行せしめざること、九に曰、監房閉扉を掌り其鎖否を点捡すること、十に曰、役場器械庫其他にある物件排列の整否に注意し其散失を嚴密取締をなすこと、十一に曰、炊場浴場を巡視し火災の患なきを嚴密取締をなすこと、十二に曰、獄則違犯者、又は應禁物藏匿等あるとを認知したるときは嚴重に取糺し証跡を明擧して看守長に申告すること、十三に曰、密室監禁者、及、屏禁閣室、獨房者の動靜は特に之を視察し、其狀況を看守長に申報すること、十四に曰、戒具は日々点檢して不時の使用に支障なからしむること、十五に曰、食物の配與、獄衣、其他の給與品、及、差入品等の受渡に立會ひ不正、不良の所爲なからしむること、十六に曰、在監人の接見に、教誨の席に立會ひ擧動を注意すること、十七に曰、病者の醫治に立會ひ擧動を注意すること、十八に曰、在監人中に急疫病者あるときは直に看守長に申報すること、十九に曰、水、火、風、震等非常の、變災に際しては最も取締を嚴にし在監人を併せしむるの準備をなし、上官の指揮を待つこと、二十に曰、萬一非常急遽にして上官の指揮を待つの遑なきときは救護の爲め、一時、監房外に出すことを得るなり加之、機に乘して反獄逃走等あるときは非常の合圖をなし直ちに鎭壓捕獲の手配をなし直に上官に報告すること、廿一に曰、在監人の頓發、身体、衣服に注意し若し垢染破損等あらば直ちに看守長に申報すること、廿二に曰、監房、炊場、厠圊、役場等の洒掃に立會ひ不潔ならしむること、廿三に曰、押丁、授業手の在監人の接する、狀態を觀察し若も相なるものを認知したるときは看守長に申報すること、廿四に曰、監内の異狀を見聞したるときは直ちに看守長に申報し押丁より報告を得、在監人等より密告を得たるとき亦同し、廿五に曰、在監人の押送を掌り押送途中在監人と路人と密語し又は之を侮笑し又は歩行を乱して行人を妨くる等、不都合の所爲なからしむること、廿六に曰、在監人より願訴をなさんとする者あるときは直ちに看守長に申告し若し書狀を差出すときは直ちに看守長に致すこと、廿七に曰、文學なき者は書する能はざる在監人の爲めに書狀を代筆し又は讀み聽かすこと、數へ來れば以上廿七項は吾人必ずしも看守一人の以て其局に當るべきと云ふにあらざれ共、少共其一般に通ずんば、あるべからず、吁、看守も多技多能なる哉看守の職務夫れ此の如し故に職務其者は單なるのみ弄し文なるのみ遣らすと雖も算なるのみ運ぜざると雖も看守は申心常に劇しく文筆を弄せり、迅速なる運算を爲しつ、ある者と知らずや誰か看守の直接事務に從事せざるを以て彼は案山子的の官吏なりと云ふ者を借問す論者は看守の看守たるの所を知り事務の事務たる所を知るや否や乞ふ看守と事務と混同すること勿れ、看守の職務論を作る

◉將來の斯學校　進正

前号本誌の報ずる所に依れば、其經費積算は已に大藏省の査定を終り今や將に議會の協賛を經て生れんとするもの、如し、余單此報を得て不思快哉を三呼す、是其安產を切實に祈ると共に、豫て左に聊希望を陳ふる所以なり

（一）其名稱は如何　已に曲間の稱する處に任せ（警察監獄學校）なる園体姓を與へ而して一は（警察科）二は（監獄科）なる名を附すること適當ならんか

（二）教習生の資格は如何　教習生は現に職を斯道に奉する者手連にして文官普通試驗に合格したるもの及之と同等以上の資格を有するもの、又品行は最も方正なるを要するか中にも、先つ禁酒家ならんことを望む是少しく酷なる注文の如しと雖も、願ふに其前途重大の任務を負へる身分、境遇は之を許さゝるものあるな如何せん

（三）教習科目及其方法は如何　科目は往年練習所に於て採用したるものに會話科を加ふる等其他一二取捨なせは可ならん、又其教習方法に至つては兩科、共各其任務を異にするが故に其教師、講堂、方法等を同ふすへからさるは尤なりと雖も、若し夫れ共通科目に在りては便宜一所にするを得策とす

（四）教習の期及教師其人は如何　在學年限は少くとも一年半以上ならんことを切望す又其教授の任に勿論各專攻の士に命せられさるへからず殊に會話科は我語を能くする外人に囑托するにあらされは其成績到底覺束なかるへし

（五）教習生の服裝は如何　教習生の服裝は看守長の制服ならさるへからす、換言せば教習生は看守長其ものに限るを余輩は信す、乍去是決し

て曾て看守長其職に在りたるものにあらざれば教習生たる不能と云ふか知き挺義にあらすして、唯教習上殊に實務の練習上然らざるを得さるものあるを以ての謂なり故に若し監獄書記をして其人あらば宜しく之を命するも同時に看守長の辭令を與へて何の不可かあらん、蓋今日監獄書記の際を廢し一般看守長となすの議は當局者の齊しく是認する處なるに政府は何を苦しんで來たる之を斷行せさるか、余輩其意の何れの邊にあるやを知る不能、是又實に本問を發するの得止所以なり

◎洋々散士君に寄す　陸　弘

進氏の提出に係る第百三十八號質疑に對し前号に於て解答せられたる其文中

抑も欠席裁判なるものは本人へ告知の上三日經過し初めて裁判確定すへきものなり（弘曰く休刑の場合は無論然り）故に刑の執行を受くるも初めて欠席判決ありたることを知るへき筈なし（弘曰く罰金刑の場合も亦然るか）

云々と蓋散士君は問題を見間違ひたるものなる可し、散士君更に適切なる解答なかされは幸甚、敢て進氏に代り一言を陳ふること爾り

◎埼玉縣監獄署に於ける代書の苦情を聞く　陸　弘

小子一日所用ありて同署に到る、先つ門衛の指示に從ひ人民扣所に入り此所に待つこと拾餘分、室の一隅に机を正ふし免許代書を營める一老人あり其狀げに困に不堪ものゝ如し、余輕く一禮を了り近頃は如何と問ふ

老人心苦し氣に答へて曰く

左ればなり昨今は誠に暇にて困り入候、御承知も可有之か今より凡一月ほかり前の事、御規則改正とかにて接見願は門衛看守さんにて聽取り直に其願用紙に記入する樣に相成候以來、手前に於て代書候ものは死亡者の遺体及其金品等下渡願位のみにて淡、以前は接見願一枚を代書せは成規は參厘なれとも少くとも壹錢か弐錢多くは五錢拾錢つゝ內証にて置呉候人も有之候に付日に平均五六名の接見者あれは、手前共妻は可なりに凌き得られ候ものを、今となりては日に五錢拾錢の金を手にすることは誠珍數、財布空にて罷歸候日も不少候斯くも有樣なれは毎晩苦說かるゝ老妻の顏見るも氣の毒、甘茶一杯も飮れす何とも當惑の至にて候

被此愚痴の申事には候へ共今の典獄樣（弘曰く看守を看守さんと云ひ典獄を單に典獄と云ふ彼の意知るへし）情なき人には恐く無之と存候先任高山典獄さまか（記曰く高山典獄を辭職してさまと云ふ蓋此代書老人は同典獄の時代に特許權を有せしものならんか）引續き御出なされ候はゝ斯くる災難に（曰く何等の災難そ）遭はぬものを、あゝ終身忘れられぬ仇人は今の典獄なり、心事お察可被下候云々

と両眼に涙を浮へ壁も最と憐なり、余其言の終るを待ち徐ろに理を說し速に可然使途をもとむるに若かすと慰諭せしかば、老人は唯頭を垂れたるまゝ（誠御尤にて候）と微かに答へたるのみ、其中余は急き來れる給仕に導かれて應接に向て去れり

嗚呼神代典獄なる哉氏は讒てやり手の評判高き人、去年五月任に此地に來りてより先つ第一に署員の統一を圖り一刀両斷の英を以て多年の積弊を排除し、着々獄務の改良進歩を見るに至れり其功誠に認しとせす、誰か試に其手腕の切味を知らんとせは近くは右の一例を見ても想察するに余りあらん、希くは神代典獄たるもの幸に自愛自重せられよ

◎雲突岩崎氏の事を記す　陸　弘

氏は武州浦和の產、齡當に三十、通稱安久二郎、雲突と号す、性沈勇勤勉にして常に文筆を嗜む、職を埼玉縣看守に奉してより茲に九歲有余、此間精勤一日の如し、偶明治三十年九月九日縣下大暴風雨あり、監獄署亦之か爲被害頗大なり、時に氏第六工場機工七十余人、五間に廿三間擔當の任にあり、衆に秀來る風勢益猛烈を極むるに從ひ、建家の震動漸く其度加はり、役囚又甚安んせさるの色あり、俄然風向の變するを見るや共に遙に恰千虎の嘯を聞く、是れ正に此地方に於て古來最恐るへき狂風襲來の前兆なす、氏是に於て最早事の遲くへからさるを知り、大喝一聲總囚退散を令す、囚皆相ひ爭ふて戶外に出つ、其混雜名狀すへからす、今や氏其機に終るを見て出てし一刹那、轟然此一大建造物は破潰せり、實に危機一髮の場合と云ふ可し

夫れ危難に際し能く其機を過ちさるは最難しとする處、若此時氏あらさらしめは、七拾有余名の役囚は如何なる慘害を蒙りたるやも未た計るへからさりしなり、宜なる哉氏即日特に拔擢せられて、月俸拾貳圓となる、蓋其功を賞してなり、嗚呼氏の忠勇氏の名譽は不朽なる可し

◉敢て當途諸公の猛省を請ふ　在京都　夢中狂生

曾に渡りと稱する營業あり、理髮鞭鍛冶工土方等の類之れなり彼等は此處に一月彼處に二月と居常一定の地に尻を据ることなく昨日は東今日は西と率然として世渡をなす故に、それを即ち渡りとは言ひ得然るに余の今日慨嘆に堪へさるものは我貴重なる看守巡査の職を奉する者が中に於て嗚呼と遊般渡り業者に類育するものあるを見る之れなり是れ全く此會の進歩に伴ふの一弊と雖ごも實に忌むへき不肖の現象ならすや試に現今新任看守の出入頻繁なるを見よ而して職に止まる者少くし

て去るもの多きは其原因如何と問はゝ余は彼の所謂渡り業的看守なるものの多きが故なりと答ふるに躊躇せざるなり請ふ余をして彼れ渡り業的看守の素性來歷を糺さしめば彼等は已に悟らず自狀しつゝあり曰く我儕は明治の失敗書生なり車を輓くも力なく商賣するも道を知らす放蕩なれば素行修らず懶情なれば劇務に堪ゆること能はず是看獄府縣に於て奉職せしも數月を出すして免職となれり此回も到底辛抱することは覺束なし不日亦辭して臺灣へ向ふ決心なりと彼等は巧に偽名を巧に前職を包藏す而して彼等は世の渡り業者が砥石一個剃刀一挺にて諸國を渡り不自由せざる如く普通に算筆のあるを以て試驗等に落第する憂ひなければ何處に至るも口糊に窮せす其境遇彼此能く相似たるものあり余の此輩を目して渡り業的看守と言ふも敢て謬言にあらざるを信するなり而して尙に夫れのみならす彼等が一朝其地を去るに至つては下宿屋を倒すこあらされば同獄に損害を殘し後は野となれ山となれと其所業實に惡むべきものありて恰も彼の渡り業なる者の振舞と毫も異なる所なし嗚呼彼等の濫りに官職を弄し我貴重の職を瀆す實に大なりと盲ふべし此際速に此徒輩を驅除するの策を講せすんば終に由々敷大害を醸すに至らん敢て當途諸公の猛省を請ふ

◉寬と嚴とを論す　在長野　久保田熊三郎

政治家にあれ、行政家にあれ、工業務にあれ、寬と嚴とは、實に必要のものとす、凡そ有情動物を以て、事物を結成し、亦協力分勞する、各般の事業に於て、寬嚴なかりせは、事物の進化、得て望む可からす、如何となれば、寬のものたる、是を各自の智能に一任するの一部にして、其自由を得て、初めて、長處を行動する事を得、結果責任を盡む、嚴のも

のたる、政治家にありては、威權を保つ、行政家にありては嚴命的取締工業家にありても、取締あり、是に偏するときは、自己の自信に滿され、我理に壓倒せらるゝの結果、申膚を失ふ、要するに、寛嚴とは、言を換へて言へば、機關家なり、行政家なり、亦最も必要なればなり、例へば、前後左右、大小輕重、休息あるは、働くが故なるの、金言は、實に吾人は、眞理あるを、疑はず、此の如く兩々相對し、相持して、以て、過不及ならざるの中心を維持するは、活動界に、獨立して、人を指揮監督する者の、技倆如何の分かるゝ處にして、亦其の進退を害せず、天理と相一致することを得べきが、

吾が、監獄事業の上に就て、寛嚴の必要なるは、識者を待たずして、知るを得べし、世に所謂、偏重偏輕の存するは、事物進化の、理法の、道途に於て、存在する處の弊害たり、然り而して、人たるもの、各々其長處あり、其長處あるが故に短處の之に併從するを疑はず、然らば、即ち、看守の看督者たる、看守長の如き、種々なる資格を要するは、勿論なれども、部下に最も信切なるを要す、

而して、聞知する處によれば、看守長たるもの、內には、職務外に走して部下を○○○○ならしむると、些々たる欠點をも、用捨なく上申するを是れ○○○○○○となす、妄りに、四人の言語を取り上げると、其他看守をして、死地に陷らしむる等、の怪聞ありと、

果して前途の如き、事實ありとせば、是れ人間の墮落したる、囚人を虐使する、看守の監督者の、本務を盡したりとは、言ふ可からず、加之のみならず、不信切たるを免かれざるなり、凡そ看守長たるものは、常に被等をして、改悛せしむると、同時に、看守の失態な、見出すことあらば、止を得ざるもの外は、成るべく、自己の子弟の如く、懇切に、訓戒するを要す、（形式的訓戒に非ず）金輩は望む、將來看守をして、失職なからしめんには、監獄署內に毎月一兩度宛、訓示會、將た研究會を設け司獄事業に關し、研究する所あらば、失職者も、自然其跡を絕つに至るべし、

亦聞く、囚人中には、司獄官吏の欠點を擊げて、得意然たるものありと此の如きは一方より見るときは、監獄の進歩したるが如く思はれども他の方面即ち、監獄の大缺より見るときは、是等囚人は、寧ろ改悛するの意なきなり、何となれば、一旦誤りて、不仁の事を爲すも、之が悪きを覺りて、改悛の情切なるに、於ては、他人の非を擧ぐるの遑あらざるなり、然るを、之に反して、他人の非を擧ぐる、事にのみ汲々たるに至ては、全く改悛の意なきものと斷言するも、無理ならざるを信ずるなり之を要するに、監督者の、看守の失點を擧るも、囚人の司獄官吏の、欠點を擧ぐるとは、何れも其行爲の不穩當なることは、衆人の認むる所にして、即ち一方は、監督の目的に反し、一方は改悛の情なきに、因由せり、故に余輩は、職務上に、關し、寛嚴の中心を得んには、學術經驗ある監督者を得ずんば、到底其の目的を達すること能はざるを斷言するものなり

◉俸給令改正の實施を促す

巢鴨　轅　屈　童

治獄上尤も重要の地歩を占めて而も尤も冷遇せらるゝもの蓋し看守より甚しきはあらず若し夫れ看守の適否は直接に治獄の良否に相關するあるを知らば豈に之を冷遇せらるゝときの答なきを信ず

近時看守の志願者著るしく欠乏を感ずるときは、當局者は、

日一日より多からんとす、而して此結果は、忽にして、看守の欠員となり看守欠員の及ぶ所は則ち配置個所の減少となり配置個所の減少は、勢ひ拘束の如何に關す、其弊害の及ぶ處は、啻に之れのみに止まらず、或は職務の繁劇を加へて、益引籠者の多きに至り、其極事務の澁滯となり、或は規律放慢に流れて、職責を重ぜず、或は橫着となり、怠慢となりて、上官の命令を恪守せず、少しく已が意に滿たざる處あれば、則ち、雪隱に落書して、上官を誹り、同僚を害ひ一も誠心誠意職務に盡くさんとするの氣慨なきに至れるは、實に近時の情況に照して、明瞭なる事實なりとす

而して、斯く看守を辭するもの多くして、志願者の日に乏しきに至れるは、固より諸種の原因の然らしむる所なるべしと雖も、多くは、物價高騰のため、今日其受くる所の俸給を以て、到底一家數口を、贍するに足らざる結果、所謂看に餘は替へられずして、止むなく、職務を放擲するに至るに外なきを信ず

今試みに、廣く、社會生活の程度を觀るに、其中流以下のものにして、所謂日雇人足と稱するものだも、尙日に三十錢以上三十五錢の賃錢を得、若し夫れ大工たり、左官たり、屋根職たり、石工たり、少なくとも、手に一個の、定業を有するものに至ては、日に、大九六七十錢、乃至一圓二十錢の賃錢を得る、又容易なりと聞くに、之れ、吾人看守の生活に、比較せよ、實に、天地の差あるに非ずや、而して、看守は、治獄上、重要なる地歩を占め、其執る所の事業は、即ち被等罪囚を、感化して、一個社會の、良民に、復せ、歸しめんとを期するに、あり、此國家的名譽なる、事業に、從事するものにして、尙且社會下層なる、日雇人足の、生計の、程度にだも、及ばざるに、至ては、豈冷遇の、甚しきものにあらずや

嗚呼此冷遇を、受けつゝある、看守は、果して、何を樂んで、勤務しつゝあるか

ものありと余輩は前陳の理由を參酌して一日も早く之れが實行を計り且て監獄の急を防ぐに吝ならざらんことを切に當局者に訴ふるものなり

感化保護

◉埼玉慈善會保護院規則

第一條　本院は埼玉慈善會保護院と稱し埼玉縣北足立郡浦和町に設置す

第二條　本院は本會總則第二章第二條に依り埼玉縣監獄の放免者を保護し善良なる人民に復歸せしむるを以て目的とす

第三條　本院維持の資金は本會の資金慈善家の寄附金及び作業の收益金を以て之に充つ

第四條　本院に院長副院長庶務委員會計委員醫員數師書記各一名を置く但庶務委員及書記は時宜に依り更に一名を增置することを得

第五條　役員の權限は左の如し

一　院長は本院の事務を總理す

二　副院長は院長の職務を補佐し院長事故あるときは其事務を代理す

三　庶務委員は院長の指揮を受け被保人の出入文書の往復其他の庶務に從事す

四　會計委員は院長の指揮を受け金品の出納品物の賣買其他修繕等の事務に從事す

五　醫員は院長の指揮を受け在院者の治療其他院内の衛生事務に從事す

六　數師は院長の指揮を受け數誨の事務に從事す

七　書記は前記諸役の事務を補佐す

第六條　本院の役員は會長之を撰定す其任期及び手當等は總て本會總則に準據す可し

第七條　院内に有給取締員三名を置き役員の指揮を受け院内の取締其他の雜務に從事せしむ但取締員は院長之を命免す

第八條　本院に於て保護を與ふ可きものは改悛の見込ある者にして左の數項に該當する者に限る

一　放免後賴る可き親戚故舊なく且自活の途なき者

二　放免の際歸鄉旅費なき者

三　監視執行地なき者又は執行地あるも家屬との不和に依り監視規則を違犯するの恐れある者

第九條　監獄署より入院を請ふ者ある旨の通知を受けたるときは庶務委員は先つ本人に面會して院則を遵守することを得るや否やを確めたる後其行狀技藝職業原籍前科等を調査し前條に適合するものと認むるときは付錄第一號式の名簿を調製し且付錄第二號式第三號式の願書及び誓約書を徵し入院許可の手續を爲す可し但本條の手續をなすに當り一圓以下の旅費にて歸鄉し得らるゝ者には入院を要せずして其旅費を惠與することあるべし

第十條　入院者にして無籍なるときは入籍の手續を爲す可し

第十一條　入院を許可したるときは親屬へ其旨を通知す可し

第十二條　入院の際金品を所持する者あるときは會計委員に於て之を預り置く可し

第十三條　在院者は專ら農業及び日傭に從事せしむ但時宜に依り院内に於て工業に就かしむることある可し

第十四條　就業時間は日出より日沒に至るまでとす

第十五條　就業等の賃錢を定むるは左の例に依る可し但科程賃錢を定むるの必要ある場合は物價の騰降に應し時々院長之を定む

一　農業の賃錢は一日一人拾五錢以下の範圍内に於て熟否に依り個人毎に定めたる金額

二　日傭は本院と傭主との間に取決めたる賃錢額

三　院内の工業は製品賣價より素品代價を引去りたる殘額但他の依賴に應し手間賃を定め物品を製造したる場合は其手間賃の全額

第十六條　日傭の依賴を受けたるときは凡そ左の標準に據り賃錢を定むるものとす但特別の技能あるものは此限にあらず

一　先食　一人　一日金九錢以下

一　食持參　一人　一日金拾五錢以下

第十七條　就業者の賃錢其他一切の收入金は取締員にて取集め速に會計委員に納付す可し

第十八條　在院者傭はれ先に於て傭主より金錢又は物品の惠與を受くることあるときは歸院の上速に取締員に屆出でしめ取締員は食物を除く外之を預り置く可し

第十九條　在院者の賃錢は食費を控除し其殘金十分の三を院費に充て（科程外の賃錢に對しては院費の徵收なきも）其餘は積立置き

退院の際下付す可し但食費を控除すること能はざるときは院費を以て支辨するものとす

第二十條　在院者の衣服は自衣を着用せしむ若し着用する物なきときは之を貸與す

第二十一條　在院者の臥具其他作業器械は之を貸與すべし

第二十二條　在院者の理髪等の費用は自辨せしむ但自辨すること能はざるときは之を惠與す可し

第二十三條　在院者疾病に罹り服藥したるときは其藥價は自辨せしむべしと雖も時宜に依り本院にて施療することある可し此場合に於て若し危篤なるときは速に親屬に通知す可し

第二十四條　在院者の食物は一汁一菜とし飯糧は白米十分の四麥十分の六とす但祭祝日等は此限にあらず

第二十五條　在院期限間は一切退院を許可せざるものとす但確實なる引取人を生ずるか若くは生活に差閊なきものと認むるときは此限にあらず

第二十六條　在院者にして遵守事項に違背し說諭を受るも之に服せざる者は退院を命ずるものとす

第二十七條　本則第二十五條第二十六條の退院者にして監視中の者なるときは其旨を所轄警察署に届出本人をして監視執行地移轉出願をなさしむ可し

第二十八條　在院期限を經過するも營生の目的確立するまで尙在院せんと請ふ者あるときは情狀に依り許可することある可し

第二十九條　限院後住居を定め生計を營まんとする者又は他に雇主あるときは本院に於て紹介を爲し相當の便利を與ふることあるへし

第三十條　在院者にして平素業務に勉勵し改悛の情狀尤顯著なる者あるときは退院の際賞狀を付與す

第三十一條　退院者には付錄第四號式の誓約書を出さしむるものとす但退院を命したる者は此限にあらず

第三十二條　逃亡者ありたるときは取締員は直に之を庶務委員に報告し其逃亡者にして監視中の者なるときは庶務委員は速に本人の監視票を添へ所轄警察署に届出の手續を爲す可し

第三十三條　逃亡したる者ある場合に本人遺留の所持金品あるときは入院以來の雜費を引去り尙殘餘あるときは付錄第三号式の誓約書に依り之を本院に收入するものとす

第三十四條　死亡者あるときは其旨速に親屬に通知し遺骸及び遺留品を引渡す可し

第三十五條　死亡者の遺骸にして引取人なきときは假埋葬の手續を爲す可し此場合に遺留品あるときは埋葬費用に充て尙殘金あるときは在籍市町役場へ送付す可し

第三十六條　埋葬に關する用務は總て本部にて取扱ふものとす

第三十七條　退院者又は逃亡者ありたるときは其旨を親屬へ通知す可し

第三十八條　教誨は夜間とし毎週一回施行するものとす

第三十九條　幼年在院者には毎日夕食後二時間以上讀書習字算術の講習を爲さしむ但書籍筆墨等の費用は本院に於て支辨するものとす

第四十條　出納に關する手續は別に定るところに據る

第四十一條　院長は在院者の遵守す可き事項を定め院内に掲示す可し

第四十二條　本則に規定なき事件の處分に就ては臨時役員會議を開き評決の上其重要なるものは本部の承諾を得て執行し其他は院長に於て專行す可し

第四十三條　左の場合は埼玉縣典獄の承諾を受くるものとす

一　本院の事業を伸縮及び變更するとき

一　本院の規則を設定し又は之を變更するとき

附錄第一號

第　號	院長	庶務委員
本籍、出生地 寄留地、身分 氏名、生年月		
前科有無并ニ犯罪ノ原因		
入院ノ理由及年月日	退院ノ理由及年月日	
在監及在院中ノ行狀	退院後ノ目的	
宗門及ヒ教育ノ有無	職業及ヒ技能	

在院中每月賃錢受拂表

年月日	受	拂	殘	摘要
明治　年月				
明治　年月				
明治　年月				
明治　年月				
明治　年月				

附錄第二號

入院願書

私儀目下在監中の處來る何月何日刑期滿限に候へ共監視を受くへき執行地無之（歸鄉旅費無之）（賴るへき親屬故舊無之且差當り生活に差閊）甚當惑仕候に付ては右監視相濟候まて（來る何月何日まて）御保護を仰き度御許可の上は如何樣なる誓約書をも可差出候間願意御許容被成下度此段奉願候也

埼玉縣監獄在監人

年　月　日　何　某　拇印

埼玉慈善會免囚保護院長何某殿

附錄第三號

誓約書

私儀是迄埼玉縣監獄署に在監仕候處今回滿期放免相成候へ共監視を受くへき執行地に差閊へ（歸鄉旅費無之）（賴るへき親屬故舊無之且差當生活に差閊）甚當惑仕候に就ては御院御設立の御趣意を拜承し來る何月何日まて御保護相願候處早速御許可被下難有奉感謝候然る上は御規則を謹守仕候は勿論役員の御敎示等は堅く相守り決して違犯仕間敷且精々業務に勉勵し自活の方法屹度相立候樣心掛け必正業に復し毛頭犯罪等は致間敷候尙現今或は將來に於て御院に御預けの金品有之候とも万一許可を得ずして他行し七日以內に歸院せざる時は（許可を得て他行したる場合と雖も得許の日數經過の後七日を過ぎたる時亦同し）其金品に對しては棄權可致候に付悉皆御院の所有に歸せられ候とも不苦候乃て誓約如件

何府縣何國何郡市町村字何番地職業身分

年　月　日　何　某　拇印

埼玉慈善會免囚保護院長何某殿

附錄第四號

誓約書

私儀明治何年何月何日より仝何年何月何日まて謹愼中の處御保護に依り漸く本日監視相濟（歸國旅費相調）（自活の方法相立）退院仕候處金何圓何拾錢就產の資金として御下付被成下重々の御厚旨難有永く銘肝仕候就ては自今日夜職業を勉勵可仕は勿論以後決して不正の所業致間敷候萬々一不良の聞有之候節は如何の御譴責相蒙り候共不苦候退院仕候に付前陳の通誓約仕候處乃て如件

年　月　日　何　某　拇印

埼玉慈善會免囚保護院長何某殿

◉埼玉慈善會保護院出納規則

第一條　本院に屬する金錢の出納は以下各條に從ひ取扱ふべし

第二條　米穀其他の品物を購買し又は製品等を賣拂はんとするときは會計委員に於て之を調査し庶務委員合議の上院長の承諾を受くべし

第三條　會計委員は常備金三拾圓以內を預り置き支拂ある每に院長の承諾を得て支出の上典獄に報告すべし

第四條　本院に別紙書式の出納簿を備置き金錢の出納ある每に會計委員詳記すべし

第五條　本院の會計年度は四月に起り翌年三月に終るものとす

第六條　會計委員は每月五日迄に前月分に屬する金錢出納の精算を爲し院長及典獄に報告すべし但便宜簿記帳を提出して檢印を乞ふことを得

第七條　前記の場合にて常備金に超過したる現金あるときは院長副院長連署の上本院維持資金として銀行に預け入るゝものとす

第八條　銀行に預入をなしたる本院維持資金は本部の承諾を得すして之を取出すことを得ず

第九條　維持資金を取出さんとするときは院長及副院長連署して銀行へ申込むべし但本條の規定は豫め通知し置くものとす

第十條　會計委員は每年四月三十日迄に前年度內の出納を精算して院長の檢閱を受けたる後本部及典獄へ報告の手續を爲すべし

◉三池保護會記事

○本會創立會

明治三十年一月三十一日勅令第七号を以て減刑令發布の當日なり

○本會の位置

福岡縣三池郡騏馬村大字西米生字一丁玉千三百番地

○本會の建造物

敷地及建造物とも三井家の所有にして初め該建造物は三井炭礦坑夫納屋に充てんが爲め建築せられしものなり而して其建築費額は寄宿納屋物置五千八百五十圓本會事務所として更に建築せしもの百四圓七拾九錢七厘

を要せり

總坪數　四百四十貳坪七合五夕

內譯

事務所壹棟　拾壹坪貳合五夕

寄宿納屋六棟　四百七坪半

但此六棟を六十五室に區劃し壹室五坪乃至七坪半とす

物置壹棟　八坪

厠　七棟　拾六坪

井戸三ヶ所　……

○被保護者人員

創立の當日に引受けしものは恩典に浴したる出獄者三百七十二名にして卽ち三池集治監より男三百十八名熊本監獄署三池出張所より男五拾四名なりとす（全出張所は採炭に從事せしむる目的を以て設置せるもの）斯の如く一時に多數の出監者を收容せし所以のものは勅令御發布の當日監視執行地なく又引受人なきより無上の天恩に洛しながら不得止別房に留置せらるべき不幸のもの總てを引受けたるに由れり

○被保護者の職業

本會の目的は正當の職業を紹介するを以て保護の主眼とするにより特種の技能を有するものは各其技能に應して就業せしめ其他のものは採炭業に從事せしむ而して特種の職業に從事せしものは大工左官鍛冶靴工等の類なりとす

○被保護者の賃錢

賃錢の收入は每月二期（一日より十五日迄十六日より末日迄）に別ちて之を精算するとゝせり本會開設以來四月に至るまで三ヶ月間各期の收入高を揭くれは左の如し

（二月一期間）

金六百五拾四圓八拾貳錢七厘　十三日間採炭賃（休業二日）

此就業人員二百七十九名延日數七百四十二日

壹人就業日數　二日七分

平均壹人に付　貳圓參拾四錢七厘

壹人壹日に付　八拾八錢三厘

延日數に對し一日壹人に付　拾八錢壹厘

金參拾七圓四拾九錢壹厘　（彫刻裁縫理髮靴職賄夫等）

此就業人員十四名日數二百〇四日

壹人就業日數　十四日五分

平均壹人に付　貳圓六拾七錢八厘

（壹人に付　拾八錢四厘

延日數に對し一日一人　拾七錢九厘

計六百九拾貳圓參拾壹錢八厘（就業人員二百九十三名延日數九百四十六日）

（二月二間期）

金六百參拾貳圓參拾九錢　十三日間採炭賃

此就業人員貳百貳名延日數六百三十七日

壹人就業日數　三日一分

平均壹人に付　參圓拾參錢壹厘

一人一日に付　九拾九錢參厘

延日數に對し一日一人　貳拾四錢一厘

金參拾貳圓三拾錢四厘　十三日間採炭外賃錢

此就業人員十四名延日數百七十八日

一人就業日數　十二日七分

平均一人に付　貳圓三十錢七厘

一人一日に付　拾八錢一厘

延日數に對し一日一人　拾七錢七厘

計六百六拾四圓六拾九錢四厘（就業人員二百十六名延日數八百十五日）

合計千三百五拾七圓〇一錢貳厘（就業人員五百〇九名延日數千七百六十一日）

（三月一期間）

金六百拾圓貳拾五錢七厘　十五日間採炭賃

此就業人員百七十四名延日數千三百二十八日

一人就業日數　七日七分

平均一人に付　三圓五拾錢七厘

一人一日に付　四拾六錢

延日數に對し一日一人に付　貳拾三錢四厘

金三拾七圓九拾三錢六厘　十五日間採炭外賃錢

此就業人員千人延日數百四十日九分

一人就業日數　十四日

平均一人に付　三圓七拾九錢四厘

一人一日に付　貳十六錢九厘

延日數に對し一日一人に付　貳十五錢三厘

計六百四拾八圓九十九錢三厘（就業人員百八十四名延日數千四百六十八日九分）

（三月二期間）

金六百四拾九圓四拾五錢貳厘　十六日間採炭賃

此就業人員百六十五名延日數千四百十三日

壹人就業日數　八日五分

平均壹人に付　參圓九十參錢六厘

一人一日に付　四拾六錢

延日數に對し一日一人に付　貳拾四錢六厘

金參拾八圓六十三錢貳厘　十六日間採炭外賃錢

此就業人員十一人延日數百四十三日八分
十三日
平均一人に付　参圓五十一錢貳厘
一人一日に付　貳拾六錢九厘
延日數に對し一日一人に付　二拾貳錢
計六百八十八圓〇八錢四厘（就業人員百七十六名延日數千五百五拾六日八分）
合計千參百參拾六圓廿七錢七厘（就業人員參百六拾名延日數三千〇二十五日七分）
（四月一期間）
金七百九圓五拾四錢貳厘　十五日間採炭賃
此就業人員百六十三人延日數千六百七十一日
一人就業日數　十日二分
平均一人に付　四圓三拾五錢三厘
一人一日に付　四拾二錢五厘
延日數に對し一日一人に付　貳拾九錢
金三拾五圓四拾二錢　十五日間採炭外炭賃錢
此就業人員十人延日數百四十日
一人就業日數　十四日
平均一人に付　三圓五十四錢二厘
一人一日ニ付　貳十五錢三厘
延日數に對し一日一人に付　貳十三錢六厘
計七百四拾四圓九拾六錢二厘（就業人員百七十三人延日數十八百十一日）
（四月二期間）
金七百拾七圓七拾壹錢九厘　十五日間採炭賃
此就業人員百五拾五人延日數千五百十二日
九日八分
壹人就業日數　四圓六十參錢
平均壹人に付　四拾七錢五厘
一人一日ニ付　參拾錢九厘
延日數に對し一日一人に付　參拾錢九厘
金參拾參圓拾六錢　十五日間採炭外賃錢
此就業人員九人延日數百三十一日
一人就業日數　十四日六分
平均一人に付　參圓六十八錢四厘
一人一日に付　貳拾五錢三厘
延日數に對し一日一人に付　貳拾四錢六厘
計七百五拾圓八拾七錢九厘（就業人員百六十四名延日數千六百四拾三日）
合計千四百九拾五圓八拾四錢一厘（就業人員參百參拾七名延日數三千四百五十四日）
以上列記したる比例に依れば就業人員に於て三月は二月より減するも百四十名四月は三月より減するも三十二名なり斯の如く毎月人員の減少を來したる所以は一月三十一日則ち減刑放免の當日引受人又は居住地の有無すら判然せざりしより一時之を取容せしも入會後各自引受人及監視執行地を定め續々轉居を願ひ歸住せしより此に至りしものに外ならず而して就業延日數を見れば四月は三月より增加すると四百三十九日三月は二月より增加すると實に千二百五拾四日なりとす今之を入員の上に對照すれば最も奇怪なる結果を生すへし何となれば人員の減少するにも拘らず就業延日數は增加し逆比例の觀を呈すればなり然るも能く其眞相を穿ち來れば決して無理ならざるの理由あり抑も當初本會に於て引受けしもの丶十中八九は少なくも九年以上囹圄の中に呻吟せしものにして思ひ夢幻にだも至らざる減刑令の發布に遭遇し出監したるにより彼等の歡喜極りなく或は故郷舊閭に親戚知己を訪問し或は父母妻子の來訪する等殆んど職業を顧るの遑なく亦本會に於ても創始の際にて牽制上周到を缺きたる廉なしとせず是れ即ち逆比例を呈したる因由なり而して又賃錢上に於ても四月は三月より增加すると百五拾九圓余三月は二月より減すると二拾壹圓余とす元來採炭業は身体の强弱技能の熟否切羽の良惡等に依り賃錢に多寡あるは勿論なれとも概して体力强壯其技に長し加ふるに善良なる切羽に際會したる場合は出炭多量なる爲め一日五拾錢乃至壹圓内外の賃錢を得又之に反して採炭未熟切羽不良の部分に遭遇せしときは出炭甚だ少なく從て得る處の賃錢僅に貳拾錢内外に過ぎざるもの丶如し然りと雖ども前掲の如く比較的三月は二月より四月は三月より各遞次に多少の增加を來したるは亦以て漸々業務發達の一端を窺ふに足らん乎

〇被保護者の貯蓄金

出獄の際官署に領置せられし下附金及び入會後收得せし賃錢は之を三井銀行に貯蓄せしめ年六朱の利息を附するとゝなせり而して其預入れは各本人の名前を用ひしめ受拂は必要の費途たるを認めたる上にあらざれば容易く許可せず以て浪費を豫防せり又賃錢貯蓄の方法は食費其他日常缺く可らざる費用の外悉く貯蓄せしむるは勿論其收得金に對する十五分の二（拾五圓の收得あれば貳圓の割なり）は扣除して必ず貯蓄せしむ

一金壹万貳千五百七拾七圓七拾九錢七厘

被保護者三百七十二名の領置金引受高

内譯

金壹万貳千貳百五拾貳圓參拾貳錢七厘

三池集治監より引受高
金參百貳拾五圓四拾七錢
熊本縣監獄三池出張所より引受高
一金三千七百八拾貳圓〇貳錢四厘
前項引受金より支出高
一金八千七百九拾五圓七拾七錢三厘
前項引受金より支出せし殘額二月末日現在高
右僅に一ヶ月間を以て斯の如く領置金の支出を爲せしは父母妻子兄弟等より生計困難の故を以て送金を促し來りしか又は出獄の際職業に要する器具或は被服を購求し或は退會者多數ありし等に由れり
〇被保護者に屬する經費精算
本會創設より四月末日に至る被保護者諸種の費用を擧くれは左の如し
（二月）
一金八百七十六圓四拾錢六厘　（一月三十一日ヨリ二月末日マテ食費雜品代）
貳万貳千五百二十三度分一日平均二百六十五人余
此延人員七千五百八人　（一月（二十八日三分三厘）平均三圓三拾錢六厘弱）
一金拾七圓五拾錢　前項食費雜品代不足
三井家の寄附により補充す
（三月）
一金六百四拾六圓拾五錢五厘　三月中食費雜品代
壹万六千五百五十四度分一日平均百七十八人余
此延人員五千五百十八人余　（一ヶ月（三十一日）參圓六拾壹錢七厘）
一金拾壹圓六拾五錢　前項食費雜品代不足
三井家の寄附により補充す
（四月）
一金三百五拾七圓三拾八錢八厘　四月中白米薪炭代
此人員百八十二名延人員五千四百六十人
一ヶ月（三十日）平均壹圓九拾六錢三厘
被保護者の活計上に於ける食品器具其他諸般の需用は各自隨意に之を調理せしめ齊家の習慣を養成する方針なりしと雖も何れも多年社會との交通を杜絶し世情に蒙晦なるを以て奸譎なる商估の窄罠に陷り不測の損害を被らんことを慮り當分の中本會は彼等に食費及日用の雜品を混交し一食三錢九厘以内を以て供給することゝ爲し二三の兩月間之を實行せしに兩月共に前記の如く不足額を生したり然れども此不足額は厘毛と雖も徴収することをなさゝるのみならず出獄の際又は入會後に於ても金錢の貯へなきものは總て三井家の寄附により之を補充救助することを得たり
以上述ふるが如く二ヶ月間は本會に於て炊事其他一切担任せんと雖も日時を經るに從ひ諸事着々整備を告げ且つ漸々世事に通曉し來りたるを以て四月一日よりは全く自炊せしむることゝせり然れども白米薪炭は兼て三井炭礦に於て其付屬坑夫の爲め市價より幾分低廉に賣渡さしむる賣物店の設置あるを以て本會は之れと特約を結ひ彼保護者需用の白米薪炭をも坑夫に準し同店より購求せしむること、なせり然して其他の日用品即ち副食物消耗品等は各本人をして自由に用辨せしむ故に一ヶ月間に於ける費消高を精算すること能はさるなり
〇本會に屬する經費精算
本會開設以來の費用を擧くれは左の如し
一金百貳圓六拾錢
本年一月以來二月末日に至る事務所一切の備品消耗品費
一金九圓八拾八錢
本年三月中事務所へ費消したる筆紙墨薪炭油等の消耗費
一金貳拾九圓八拾七錢五厘
本年四月中に於ける仝上消耗費
計金百四拾貳圓參拾五錢五厘
右創業費並に事務費は總て三井家の寄附を以て支辨せり
〇本會に屬する經費豫算
本會一ヶ年の經費豫算は左の如し
一金五百拾貳圓五拾七錢五厘
内譯
金四百貳拾圓　現場取締俸給
但百五拾六圓　月俸拾參圓壹人
百四拾四圓　仝　拾貳圓壹人
百貳拾圓　仝　拾圓壹人
金貳拾七圓參拾七錢五厘　現場取締宿直料
金三圓六拾錢　仝上三人文具料
金拾五圓四拾錢　石油壹石五斗代
金拾八圓　木炭三十六俵代
金拾貳圓　諸用紙代
金壹圓貳拾錢　蠟燭五斤代
金五圓　郵便電信料

金拾圓

右の豫算額を以て本會を維持する目的なり而して以上の費額は年々三井家より供給せらるゝ筈なり（未完）

官報

◉勅令省令

内務省令第十八號

廳府縣　集治監東京府ヲ除ク

明治二十六年十二月當省訓令第二十六號看守採用規則中左ノ通改正ス

第一條第一號を左ノ通改ム第二號ヲ削除ス

一　曾テ判任官以上ノ職ヲ奉シタル者

第二條中「四十年未滿」ヲ「四十五年未滿」ト改ム

明治三十年九月十四日　内務大臣　伯爵樺山資紀

勅令第三百三十三號

叙内國旅費規則改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十年九月二十四日

内閣總理大臣兼大藏大臣　伯爵松方正義

内國旅費規則

第一條　内國旅費ハ官吏公務ニ依リ本邦内ヲ旅行スルトキ之ヲ支給ス

第二條　内國旅費ハ分テ四等トシ別表定ムル所ニ從ヒ順路ニ依リ之ヲ支給ス

第三條　汽車旅行ニハ哩數ニ應シ汽車賃ヲ水路旅行ニハ海里數ニ應シ船賃ヲ其ノ他ノ旅行ハ陸路旅行トシ里數ニ應シ車馬賃ヲ支給ス

宿泊料ハ夜數ニ應シ日當ハ日數ニ應シ之ヲ支給ス但シ水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セス

官用ノ船舶ニテ旅行シ官ヨリ賄ヲ爲サルトキハ食卓料ヲ支給ス

第四條　官用ノ舟車馬等ニテ旅行スルトキハ本令ノ汽車賃船賃車馬賃ヲ支給セス

旅行ノ性質又ハ地方ノ情況ニヨリ定額ノ汽車賃船賃車馬賃ヲ以テ支辨シ難キ場合ハ實費ヲ以テ支給スルコトヲ得

第五條　强雨積雪又ハ道路險惡ノ爲メ定額ノ車馬賃ニテ支辨シ難キ場合ハ定額二倍以内ノ車馬賃ヲ支給スルコトヲ得

第六條　汽車賃船賃車馬賃ハ旅行ノ種類毎ニ經過セシ路程ヲ合算シテ之ヲ支給ス但シ一里未滿端數ノ路程ハ切捨ツ

第七條　年度若ハ日ニ依リテ旅費ヲ區分シテ計算スルノ必要アル場合ニ於テ汽車旅行若ハ水路旅行ニシテ其ノ區分判明ナラサルトキハ最近ノ到達地ニ著シタル日ヲ以テ其ノ路程ヲ區別シテ計算ス

第八條　陸路六里未滿汽車十哩未滿水路十海里未滿ノ旅行ニハ日當ヲ支給セス但シ公務ノ都合ニ依リ宿泊シタルトキハ日當及宿泊料ヲ支給ス

第九條　在勤ノ所在地ノ市區町村内ヲ巡廻シ遠距離ニ渉ルトキハ一日五十錢以内ノ車馬賃ヲ支給スルコトヲ得

第十條　赴任ノ場合ニハ舊任地ヨリ新任地マテ汽車賃船賃及車馬賃ニ限リ定額ノ二倍ヲ支給ス

第十一條　旅行中私事ノ爲メ許可ヲ得テ迂路ヲ通過スルトキハ順路ノ路程ニ應シ旅費ヲ支給ス

第十二條　旅行中廢官退官非職退職若ハ死亡ノモノニハ前官若ハ本官相當ヲ以テ舊任地マテノ旅費ヲ支給ス但シ刑事處分ニ依リ退官ノモノハ此限ニアラス

第十三條　前二條ノ場合ニ於テ日數ノ計算方ハ汽車旅行ハ一日二百哩詰水路旅行ハ一日百海里詰陸路旅行ハ一日十二里詰トス但シ數種ノ旅行相跨ルトキハ各其ノ路程十二分ノ一ヲ以テ一時間ノ行程トシ一日ノ旅行ヲ十二時間トス但シ通算上ヨリ生スル一日未滿ノ端數ハ一日トシテ之ヲ計算ス

第十四條　測量土木工事等ノ爲メ現場ヲ巡邏スル官吏又ハ平常旅行ヲ要スル官吏ニ對シテ各省大臣ハ特ニ其ノ旅費額ヲ定メ月額又ハ日額ヲ以テ之ヲ支給スルコトヲ得

第十五條　各省大臣ハ旅費ノ定額ヲ減少シ若ハ其ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第十六條　事務引繼殘務取調等ノ爲メ廢官若ハ退官者ニ旅行ヲ命スルトキハ前官相當ノ旅費ヲ支給ス

第十七條　新ニ任用スル爲メ召喚スルトキハ新任官相當ノ旅費ヲ支給ス

第十八條　陸海軍武官文官及警察官ノ旅費ハ主任大臣大藏大臣ト協議シ別ニ之ヲ定ム

附　則

第二十條　各省大臣ハ當分ノ内臺灣内ノ旅行ニ限リ旅費定額ヲ以テ支辨シ難シト認ムル場合ニ於テハ大藏大臣ニ協議シ定額ノ旅費ニ對シ必要ノ增額ヲ爲スコトヲ得

第二十一條　各省大臣ハ當分ノ内臺灣在勤滿二年以上ニシテ廢官免旨退官若ハ非職トナリ三十日以内ニ同地出發歸鄉スルモノニハ前官若ハ本官相當ノ旅費ヲ支給スルコトヲ得此場合ニ於テ日數ノ計算方ハ第十三條ノ例ニ據ル

臺灣在勤中死亡ノ者アルトキハ本條ニ準シ歸鄉旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス

第二十二條　本令ハ明治三十年十月一日ヨリ施行ス

（別表）

旅費額

等級	汽車賃船賃一哩ニ付	海車馬賃宿泊料日里ニ付	當食卓料一夜ニ付	一日ニ付
一等親任官	六錢	七錢三十五錢	三圓二圓五十錢	一圓七錢
二等勅任官	五錢	六錢三十錢	二圓一圓五十錢	一圓五錢
三等奏任官	四錢	五錢二十五錢	一圓五錢	一圓二錢
四等判任官	三錢	四錢十五錢	一圓五十錢	九十錢

内務省令第二十七號

廳府縣　集治監　土木監督署　衛生試驗所　血清藥院　痘苗製造所

警察官吏其他内國旅費概則左ノ通改正シ明治二十年十月ヨリ施行ス

明治三十年十月七日　内務大臣　伯爵樺山資紀

警察官吏其他内國旅費概則

第一條　警視總監警視警部長警部巡查ノ旅費ハ此規則ニ定ムルモノヽ外明治二十年勅令第二百三十三號規程ニ依ル

第二條　警察署詰又ハ警察分署詰警視警部其管轄内ヲ巡邏スルトモハ普通ノ旅費ヲ給セス左ノ規定ニ依ル但シ特別用務ノ爲メ臨時出張スルトキハ此限ニ在ラス

一　陸路六里未滿汽車十哩未滿水路十海里未滿ノ巡回ハ宿泊シタルトキニ限リ夜數ニ應シ警視ハ一圓警部ハ七十錢ノ宿泊料ヲ給ス

一　陸路六里以上汽車十哩以上水路十海里以上ノ巡回ハ宿泊料ノ外食ホ日數ニ應シ警視ハ五十錢ノ日當ヲ給ス

一　地勢上渡航ニアラサレハ至リ難キ場所ヘ巡回スルトキハ渡航費ノ實費ヲ支給スルコトヲ得

第三條　巡查看守雇員ノ旅費ハ甲号表ニ押丁給仕小使職工等ノ旅費ハ乙號表ニ依ル其ノ支給方ハ明治三十年勅令第三百三十三号ノ規定ニ

依ル

一巡査持區内ヲ巡回スルトキハ普通ノ旅費ヲ給セス宿泊シタルトキニ限リ夜數ニ應シ宿泊料五十錢ヲ給ス但シ特別ノ用務ノ爲メ臨時出張スルトキハ此限ニ在ラス

一巡査持區内ニシテ地勢上渡航ニアラサレハ至リ難キ場所ヘ巡廻スルトキハ渡航賃ノ實費ヲ支給スルコトヲ得

一巡査持區内ノ宿泊料ハ特ニ其ノ月額ヲ定メ支給スルコトヲ得

第四條　試補及見習其ノ他官吏ノ待遇ヲ受クルモノヽ旅費ハ別ニ規定スルモノヲ除クノ外ハ其ノ待遇ニ依リ本官相當ノ額ニ依ル其ノ支給方ハ明治三十年勅令第三百三十三號ノ規程ニ依ル

第五條　華族及有位帶勳者等ヲ公務ニテ旅行セシムルトキハ左ノ規定ニ依ル其ノ支給方ハ明治三十年勅令第三百三十三號ノ規程ニ依ル

一華族及從六位以上勳六等以上ノ者ハ三等旅費其ノ他有位帶勳ノ者ハ四等旅費ヲ給ス

一一般ノ人民ハ甲号表ニ依ル

第六條　旅費ノ定額ハ地方ノ狀況ニ依リ之レヲ減少シ若クハ其ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得

甲號表

	賃		當	食卓料
汽車賃	船	車馬賃	宿泊料	日
一哩ニ付	一海里ニ付	一里ニ付	一夜ニ付	一日ニ付
金二錢	金三錢	金十錢	金七十錢	金五十錢

乙號表

	賃		當	食卓料
汽車賃	船	陸路雜費	日	一日ニ付
一哩ニ付	一海里ニ付	一里ニ付	一日ニ付	
一錢五厘	金二錢	金六錢	金三十錢	金三十錢

◉叙任辞令

依願免本官

任警視廳典獄　兵庫縣典獄從七位　矢部太一郎

叙高等官六等　警視廳典獄從七位　矢部太一郎

補警視廳第四部長兼鍛冶橋監獄署長

二級俸下賜　全　人

任兵庫縣典獄　岡山縣典獄正七位　西村　茂範

叙高等官六等　兵庫縣典獄正七位　西村　茂範

任岡山縣典獄　岡山縣勝北勝南郡長陸軍歩兵少尉從七位勳五等　金丸　實

叙高等官六等　岡山縣典獄從七位勳五等　金丸　實

岡山梨縣典獄　廣島縣監獄書記　森田　重行

叙高等官八等　山梨縣典獄　森田　重行

横須賀海軍監獄長被仰付　海軍監獄長　福島　行治

呉海軍監獄長被仰付　全　寺岡　求馬

佐世保海軍監獄長被仰付　全　平井　眞澡

陸軍監獄長　松本　文吾

臺北衛戍監獄長ヲ免シ廣島衛戍監獄長ヲ命ス　陸軍監獄長　遠山　久誠

廣島衛戍監獄長ヲ免シ臺北衛戍監獄長ヲ命ス　全　平井　眞澡

任和歌山縣典獄　和歌山縣警部勳六等　豐野　胤珍

叙高等官七等　全　人

◉大分縣

監獄醫ヲ命ス月俸拾三圓給與

非職ヲ命ス　看守長　小島　寅男

依願看守ヲ免ス　看守　岡　長造

看守ヲ命ス月俸六圓給與　看守　伊藤　一男

全　財部　次吉

三木野長藏

全　定

全上月俸十圓給與看守部長ヲ命ス　呉庫縣看守　藤川　實三

依願教誨師ヲ免ス　教誨師　法留　乘順

任看守長給十級俸　看守　藤川　實三

全　全　和田　雅吉

月俸八圓給與　全　申山　益彦

全　全　半澤　敬平

●茨城縣　（土浦支署詰）

茨城縣監獄醫ヲ命ス月俸十圓給與　茨城縣監獄醫　藤田　重文

依願監獄醫ヲ免ス　長谷　源助

依願監獄醫ヲ免ス　全　監獄醫　小松崎暉一

●秋田縣

秋田縣看守ヲ命ス月俸六圓給與看守教習所受業生ヲ命ス　看守　石川　德治

全　申田千代吉

全　田口　逸吉

小幡　喜助

額田　定親

上村　勇助

月俸九圓給與　看守　渡部　三郎

全　申島　宗造

下村　彦三

尾形房之助

全　齊藤　蔑吉

全　大地　彦吉

阿部勝之助

全　仁藏

森　源助

全　大井　光蔑

全　大井　光蔑

月俸十一圓ヲ給與ス　雇　旅尾　準三

月俸六圓ヲ給與ス

月俸九圓ヲ給與ス　全　藤田　重文

全　長谷　源助

秋田縣警察部ヘ出向ヲ命ス　全　小松崎暉一

月俸六圓ヲ給與ス　全　石川　德治

自今日給二十二錢ヲ給與ス　全　申田千代吉

月俸八圓給與　全　田口　逸吉

看守教習所科程卒業月俸八圓給與　全　小幡　喜助

全　額田　定親

全　上村　勇助

全　渡部　三郎

全　申島　宗造

全　下村　彦三

全　尾形房之助

全　齊藤　蔑吉

全　大地　彦吉

全　阿部勝之助

全　仁藏

全　森　源助

全　大井　光蔑

全　大井　光蔑

全　雇　旅尾　準三

依願看守ヲ免ス　看守　安東　源治

秋田縣看守ヲ命ス月俸六圓給與看守教習所受業生ヲ命ス　授業手　高畑　忠治

月俸八圓給與　授業手　佐藤　猪助

月俸八圓給與　授業手　上原　久靜

●福井縣　押丁　那珂　通敏

日給拾七錢給與　全　工藤　純訓

日給拾六錢給與　看守　佐々木戈吉

全　看守　渡邊金之助

全　高梁金之助

全　小林　富治

全　幸丸忠之助

全　小山　堅吉

全　山田　貞信

全　鏡　宗祿

依願看守ヲ免ス　看守　伊勢　朝治

秋田縣看守ヲ命ス月俸六圓給與看守教習所受業生ヲ命ス　全　御法川學助

月俸八圓給與　看守　齊藤　久助

月俸八圓給與　看守　御法川學助

●福井縣　女監取締　荒井　アイ

日給拾七錢給與　全　松原　サク

日給拾六錢給與　全　石原　ミヲ

全上　全　岡　イク

日給貳拾四錢給與　押丁　谷口由五郎

日給貳拾五錢給與　全　吉村　源吉

日給拾八錢給與　全　幸谷　幸吉

全上　全　早川　佐吉

全上　全　高島與三吉

月俸七圓給與　雇　山下　庸藏

日給拾八錢給與　臨時雇　加藤彌三吉
日給拾七錢給與　全　荒木善太郎
依願看守ヲ免ス　看守大久保安五郎
月俸拾圓給與　監獄書記　中根　九藏
八級俸給與監獄署第三課長兼第一課勤務ヲ命ス　全　島　喜太郎
月俸拾壹圓給與　全　荒井多一郎
全上　全　川合岩次郎
全上　看守長　廣部　藤太
叙正八位　典獄　田井　重之
依願職務ヲ免ス　前田　全藏
小笠監獄支署授業手ヲ命ス但日給貳拾錢給與　看守　井戸　力松
看守ヲ免ス　看守　野村直次郎
月俸拾圓給與　全　森田岩次郎
全　菱川　喜之
全　青山　喜助
全　波々伯部繁藏
全　看守部長ヲ命ス　支署詰　田中　清誠
全　全　三宅　均
全　全　佐藤敬次郎
月俸九圓給與　全　廣部藤次郎
全　全　水野增太郎
全　全　大本　助松
全　全　竹下　正人
全　全　前川　喜好
全　全　皆川　政次
全　全　白井　久太

全　支署詰　岡本　清纘
全　全　齋瀨　德藏
全　全　古島善太郎
日給貳拾錢給與　全　藤田　太市
依願看守ヲ免ス　全　看守　藤田　宗藏
小笠監獄支署在勤ヲ命ス　全　藤田芳太郎
依願看守ヲ免ス　全　西澤榮太郎
看守ヲ免ス　全　坂井　鶴松
看守部長ヲ命ス　全　森田善太郎
福井縣看守ヲ命ス但教習生ヲ命シ月俸六圓給與　勤八等　下河　廣雄
全　藤井　秀昭
全　土肥長五郎
全　小山　米藏
全　看守　林　藤吉
依願看守ヲ免ス　元看守　西澤榮太郎
給助年額金參拾四圓　支署詰授業手　前田　孫治
右巡査看守給助例ニ依リ前記ノ年金ヲ給與ス依テ此証書ヲ附與ス　看守　淺原　榮松
依願職務ヲ免ス　授業手　清水　茂樹
看守ヲ免ス
依願職務ヲ免ス
◉岐阜縣
依願監獄醫ヲ免ス　岐阜縣監獄醫　櫻井　謙二
◉靑森縣
押丁ヲ命ス日給拾七錢支給ス監獄署勤務ヲ命ス　丸尾　聰
靑森縣看守ヲ命ス月俸八圓給與監獄署勤務ヲ命ス　全　對馬　有
全　藤井　滿
靑森縣看守ヲ命ス月俸六圓給與看守教習生ヲ命ス　三上作太郎
全　齊藤　万吉
履ヲ命ス月給九圓給與監獄署第一課勤務ヲ命ス　平山　雄
依願押丁ヲ免ス　押丁　白取　男依

任青森縣屬月俸拾八圓給與內務部第四課國費掛勤務ヲ命ス　監獄書記　長尾弘一郎
八級俸給與　看守長　工藤　眞吉
九級俸給與　全　今彦　三郎
◉埼玉縣　監獄書記兼看守長　松儀　健二
四級俸給與　看守長兼監獄書記　早川　直彦
任埼玉縣監獄書記兼看守長六級俸給與　看守長　田代　貞固
監獄署第二課長ヲ命ス七級俸給與　監獄書記　內田　爲之
七級俸給與　看守長　山田　知善
九級俸給與　監獄書記　森　樹
任埼玉縣看守長兼監獄書記月俸拾壹圓給與　監獄書記　森谷　操
月俸拾壹圓給與
◉警視廳　台灣總督府撫墾署主事補　池上　好三
任警視廳看守長給七級俸市ヶ谷監獄署勤務ヲ命ス　巢鴨監獄署看守長　國分萬次郎
滋賀縣ニ於テ採用可相成ニ付出向ヲ命ス　八王子支署看守長兼書記　大野龜三郎
全上　巢鴨監獄署書記　福井虎之助
任宮城集治監書記給七級俸　鍛冶橋監獄署看守長　堀　順信
鹿梨縣ニ於テ採用可相成ニ付出向ヲ命ス　巢鴨監獄署看守長　小山　丈吉
鍛冶橋監獄八王子支署勤務ヲ命ス　市谷監獄署書記　杉田　万吉
全上　八王子支署書記　杉田　万吉
依願免本官　福島縣看守長兼監獄書記　神尾虎之助
任警視廳看守長給五級俸巢鴨獄監獄署勤務ヲ命ス　鍛冶橋監獄署雇員　神居繁太郎
警視廳監獄書記給十級俸鍛冶橋監獄署第一課勤務ヲ命ス　內務屬　安田　義和

任警視廳監獄書記給十級俸鍛冶橋監獄署第一課勤務
任德島縣監獄書記給八級俸　非職警視廳監獄書記　松井　久作
滋賀縣監獄書記　奧村嗣次郎
任警視廳監獄書記給六級俸巢鴨監獄署第四課勤務ヲ命ス　大分縣警部　桂　常三
任警視廳看守長兼監獄書記　警視廳看守長兼監獄書記　桂　常三
給六級俸巢鴨監獄署第二課勤務ヲ命ス
任警視廳監獄書記　北海道集治監看守長兼北海道集治書記　小川安次郎
給八級俸巢鴨監獄署第一課勤務ヲ命ス　市谷監獄署第一課勤務ヲ命ス　警視廳監獄書記　安井　津守
巢鴨監獄署第一課勤務ヲ命ス　巢鴨監獄署第一課勤務ヲ命ス　富田　義江
警視廳監獄署第一課勤務ヲ命ス　八王子支署監獄醫　中島　米吉
地方費調查委員ヲ命ス　警視廳監獄書記　中村　義
任監獄事務官　第四部長兼警視廳典獄從七位　監獄事務官　全　人
叙高等官六等六級俸下賜　奧獄　前田　傳
第四部長兼鍛冶橋監獄署長欠員中其事務ヲ代理セシム　巢鴨署監獄書記　上山乙次郎
依願免本官　監獄書記　青木安次郎
任警視廳監獄書記給十級俸巢鴨監獄署第一課勤務ヲ命ス
◉栃木縣　看守　大島龜太郎
看守ヲ命ス日俸六圓給與看守教習所受業生ヲ命ス　看守　小島　金雄
全　全　藤江　八郎
全　全　田村　常吉
全　全　片庭　眞次
看守ヲ免ス　本業生看守　福田熊次郎
看守教習所卒業生月俸八圓給與　全　全　藤江　八郎
全　全　田村　常吉
全　全　片庭　眞次

●岡山縣

給九級俸　看守長　加々野太郎

仝　仝　大谷友次郎

●第廿四回看守教習卒業証書ヲ授與セルモノ左ノ通

（優等）

看守　新見榮三郎　仝　葉川　壽太

仝　岡本　愚　仝　赤松玉四郎

●北海道廳

任北海道廳属八級

俵願看守ヲ免ス滿二年勤續ニ付爲慰勞金拾圓給與　看守　小山内　城

備ヲ命ス月俸拾壹圓給與監獄署在勤ヲ命ス　備　佐藤　信

北海道廳看守ヲ命ス月俸八圓給與　谷本　哲正

任北海道廳監獄書記月俸十一圓　蛸名市三郎

仝　月俸十圓　森脇藏三郎

仝　八級　郵便電信書記　金野　定吉

榎室監獄支署在勤ヲ命ス　看守　伊藤　廣吉

任北海道廳監獄書記　看守　古川　正次

監獄署在勤ヲ命ス　監獄書記　河井　金雄

看守ヲ免ス　看守　增山　外吉

北海道廳看守ヲ命ス月俸八圓給與　看守　長崎己之吉

一級俸給與　仝　佐伯龍三郎

三級俸給與　仝　杉野源太郎

仝　仝　今野　乙吉

俵願免本官　監獄書記　伊關　重俊

看守部長ヲ命ス　看守　伊關　俊治

北海道廳看守ヲ命ス月俸八圓給與監獄署在勤ヲ命ス　看守　藤井　結七

仝　仝　長谷川順次

看守ヲ免ス　仝　佐々木安眞

北海道廳看守ヲ命ス月俸八圓給與　青木斜太郎

龜田監獄支署在勤ヲ命ス　仝　看守　青木斜太郎

九級俸給與　監獄書記　柴田　和彦

北海道廳看守ヲ命ス月俸八圓給與監獄署在勤ヲ命ス　看守　加世田彦九郎

俵願看守ヲ免ズ　看守　田尻　吉介

備ヲ命ス月俸九圓給與監獄署在勤ヲ命ス　備　田尻　吉介

備ヲ命ス月俸拾圓給與監獄署在勤ヲ命ス　備　野田　壽美

俵願看守ヲ免ス滿二年勤續ニ付爲慰勞金拾圓給與　看守　小島　英治

北海道廳看守ヲ命ス月俸八圓給與監獄署在勤ヲ命ス　看守　横山庄次郎

看守ヲ免ス　看守　黒澤嘉代治

北海道廳看守ヲ命ス月俸八圓給與監獄署在勤ヲ命ス　看守　齋藤　眞吾

二級俸給與　看守　貴西孝五郎

俵願看守ヲ免ス　看守　相馬　讓治

俵願教誨師ヲ免ス　教誨師　林　速雄

看守ヲ免ス　看守　吉田忠之助

備ヲ命ス月俸八圓給與監獄署模室支署在勤ヲ命ス　備　參倉　重久

●和佛法律學校生徒募集廣告

本校ノ目的ハ學生ノ實力ヲ涵養スルニ在ルヲ以テ本學年ヨリ益々學科ノ程度ヲ高尚ニシ大ニ敎授ノ方法ヲ嚴格ニス

●校內生募集

（●九月十一日開校ス●入學志願者ハ事務所へ申込ムヘシ●入學ハ隨時之レヲ許ス●上級編入試驗ハ十月廿五日●午后五時ヨリ本校ニ於テ擧行ス●但授業時間ハ午后五時ヨリ土曜日ハ午后一時ヨリ始ム

●校外生募集

（●登校ノ便ナキ者ノ爲メ講義錄ヲ發行ス●講義錄ニハ判事撿事辯護士高等文官試驗等ニ必要ナル科目ヲ揭載ス●講義錄ハ來明治三十一年九月何レモ全學科完結ス●廿九年度講義錄ハ每月三回發行ス（五日、十五日、廿五日）●三十年度講義錄ハ每月五回發行ス（二、八、十四、廿、廿六日）●監獄協會員限リ入學金ヲ免除ス

●佛語學科

（●本學科從來ノ規模ニ一大改良ヲ加ヘ廣ク斯學ノ研鑽ヲ希圖ス●但授業ハ午後四時ヨリ始ム

●改正規則書望ミノ向キハ郵券二錢相添ヱ申込ムヘシ

司法省指定

東京市麹町區富士見町六丁目

和佛法律學校